

令和7年第3回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和7年9月11日（木曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	古屋敦子
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	佐々木靖司
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
総務企画部理事	梶山英樹	地方創生監	佃侑祐
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	古屋壮之
消防長	中野秀爾	建設農林部次長	中村壽志
総務企画部総務課長	柳瀬勝美		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

5 三 善 庸 平

6 末 永 義 美

7 石 井 和 幸

8 戎 屋 昭 彦

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第3号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、井上敬議員、石井和幸議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。三善庸平議員。

〔三善庸平君 発言席に着く〕

○1番（三善庸平君） 皆様、おはようございます。会派新政会の三善でございます。一般質問通告書にのっとり質問をいたします。何とぞよろしく願いいたします。早速ですが、まず、1つ目の質問は、美祢市の情報発信について質問をいたします。

昨年6月定例会における一般質問において、SNSの発信について質問をいたしました。その中で、情報の発信、取得する手段としてSNSが台頭しており、これに、市としても力を入れるべきと提言をいたしました。

また、私以外の同僚議員でも、市の情報発信について触れる機会が多々あったかと存じます。

改めて、SNS以外も含めて、現在の市の情報発信の状況についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） 三善庸平議員の御質問にお答えします。

本市では、行政活動に伴って生じる多様な情報を迅速かつ的確に市民の皆様へお届けするために、広報紙等のアナログ手法に加え、ホームページやSNS等のデジタル手法、さらには美祢市有線テレビ、MYT等のマスメディアの媒体を組み合わせ、発信の最適化に取り組んでおります。

まず、広報誌につきましては、読みやすさと親しみやすさを重視し、漫画等も活用しながら、内容の充実に向けております。本年度は、広報紙を含む区長発送文書の大半をデータ化しホームページに掲載することで、デジタル閲覧ニーズへの対応を始めています。

次に、ホームページについては、最新性の確保と必要情報の的確な提供を基本に、情報の整備・内容の充実を図っているところです。

それぞれのページを各所属が作成・更新を行っているため、レイアウトの統一感や更新頻度にばらつきがあるなどの課題があるところですが、本年度においては、報道発表ページを新設するなど、コンテンツの拡充を随時行っております。

また、利用者の質問に回答するチャットボットをAI型に更新し、機能の充実を図る予定としております。

さらに、市ホームページ以外に、観光や子育て支援、移住定住など個別のホームページもありますが、これらとの連携を図り、トップ画面や検索画面からスムーズに閲覧できるよう改善を進めています。

次に、SNSについては、スマートフォンの普及に伴い幅広い年代で活用が進み、情報伝達メディアとしての重要性が増しております。

投稿内容や更新頻度の均質化、ターゲットを定めたコンテンツ設計、迅速な更新体制の確立が課題であるとの認識の下、特にインフルエンサーの活用を含め、拡散力を高める取組を進めております。

災害時や防災情報については、防災行政アプリ、安全・安心メール、屋外スピーカー、戸別受信機等と併用し、MYTではL字放送を行うなど、情報伝達の多重化を図っています。

防災行政アプリは、避難情報や気象情報、道路の通行止め情報等を提供するとともに写真投稿機能を備えており、災害時にはアクセス数が大きく伸びるなど、実効性を確認しております。

今後もアナログとデジタルの最適な組合せにより情報発信の多重化を図り、誰にでも分かりやすく、そして見つけやすく、タイムリーな情報発信を一層推進してまいります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 今、全体感をしっかりお伝えいただけたかなというふうに思っています。

こちら、先ほどもお伝えしたように、昨年6月に一般質問の中で、SNSに力を入れるべきと述べまして、どのように変化があるのかなという動向をチェックをしておりました。

私がチェックした限りだと、Xの公式アカウントについては、時折情報というもの更新されておりましたが、今年の5月の後半あたりから、ほぼほぼ毎日何かしらの情報がポストされておまして、月に20日程度は、美祢市の情報発信をされているなというふうに感じております。

さらに、Instagram、Facebookの公式アカウントにおいては、8月1日より様々なイベント情報や市についての情報発信がされるようになりました。イベントの告知から実際のイベントの様子も投稿されておまして、非常に内容も充実しているというふうに感じております。

昨年の一般質問では、公式SNSを停止しており、専門性のスタッフが配置するかどうかも含めて体制の強化を検討するという答弁がございましたが、今、このような状況になった背景を伺います。

また、これから先の展望、目標についてもお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） 近年のスマートフォン普及に伴い、インターネット上のサービスを利用して情報発信するSNSが有効なツールであることは御承知のとおりですが、本市では、各所属が目的に応じたSNSを運用しております。

現在、ホームページ更新と連動した市公式LINEのほか、シティプロモーションとしてInstagramやX、移住定住の分野ではInstagram、Facebook、note、地域ブランドのミネコレクションや公設塾minetoの関連ではInstagram、世界ジオパークの情報についてはInstagram、X、YouTube、さらには観光情報として、美祢市観光協会によるFacebook、Instagram、X、YouTubeなど、美祢市公式SNS運用方針に基づき、対象と目的に応じた複数チャンネルでの情報発信を行っております。

これら、各種のSNSの活用により、主に市のイベントや行政サービスなどの情報をタイムリーに届ける体制を整えてきたところです。

このうち、シティプロモーションとしての公式InstagramとXについては、本年度から活用を強化し、平日においては、それぞれ毎日1回以上の投稿を行い情報の発信に努めております。

フォロワー数については、8月末現在で、Instagramが2,157件、Xが426件といずれも活用を強化する時点から100件以上増加しているところです。

また、閲覧数も記事によって大きく差があるものの、Instagramでは、コンスタントに3,000から8,000件程度、Xでは、500から1,000件程度とフォロワーの数を大きく上回る件数を確認しております。中には、5万件以上の閲覧を確認するなど、注目を集めたいいわゆるバズるといいますか、そういったバズった投稿もあるところ です。

これらの発信効果を分析する中で、いつ、どこで、何があるといった情報の告知は注目を集め、その後のイベントの様子を投稿することで、さらに話題になる効果があり、コンテンツを利用する年齢層の違いによって拡散の度合いも異なることが確認できました。

また、お祭りなどのイベントは、市外からの閲覧者も多数身受けられたところ です。

一方で、SNS運用については、媒体特性を踏まえたコンテンツ設計やターゲット分析、均質な更新、迅速な対応といった面で、改善の余地があることを認識しております。

これらの課題を踏まえ、引き続きホームページ等との役割整理、緊急情報は多重チャンネルでの同報、平時はプロモーション・生活情報の定期的投稿などに留意し、関係人口の創出を図る観点からも、市内外に本市の魅力をSNSを活用し幅広く伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善議員。

○1番（三善庸平君） 本当、SNSの伸ばし方っていうところで、1つバズるみたいなところあると思うんですけども、行政の公式アカウントは、そういうバズリとかもまねられるなら狙ってもいいと思うんですが、個人的には、やっぱりバズるときって、基本的にやっぱり炎上するような内容が多かったりもすると思うので、あまり——正しいバズリ方ならいいと思うんですけども、そこを狙い過ぎて、結局、

炎上してしまったとかだと、信用性とか何かを損なわれてしまうのかなと思いますので、本当、今のようになちゃんと正しい情報を正しく届けていくっていうのを継続的にやっていくことが、市民の皆様・市外の皆様にとっても非常に情報の把握、美祢市ってこういうことやってるんだねっていうのは伝わるとと思いますので、引き続き、継続してやってもらえたらうれしいなというふうに思います。

では、続きまして、Mine秋吉台ジオパークについて質問をしてみたいと思います。

この7月8日から12日の5日間にわたり、ユネスコ世界ジオパーク新規認定現地調査が実施されました。

既に、そちらの審査結果が発表されておりますし、今月5日に、篠田市長より審査の状況が報告されましたけれども、改めて内容等についてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三善議員の御質問にお答えいたします。

9月5日の冒頭報告と重複する部分もありますが、ユネスコ世界ジオパーク認定のための現地審査の状況についてお答えいたします。

7月8日から12日までの5日間、2名の審査員を迎え、現地審査を受審いたしました。

審査では、Mine秋吉台ジオパークの代表的な地質資源である白の石灰岩、黒の石炭、赤の銅とそこに息づく自然やこれらによって培われた人々の生活、文化、さらに市民の皆様の活動を紹介しております。

秋吉台エリアでは、英語を交えたジオガイドによるジオツアーや秋芳洞ケイビングツアー、大嶺炭鉱エリアでは、地球上の生物の大量絶滅と巨大森林の形成が証明できる美祢層郡の国際的価値のある昆虫化石の説明や地域の方々の活動紹介、また、ジオパーク活動を行っている地域の方や企業、高校生等の意見交換などを行い、Mine秋吉台ジオパークはユネスコ世界ジオパークの一員になる価値があり、地域住民のユネスコ世界ジオパークに対する期待、また、ユネスコ世界ジオパークの仲間になりたいという気持ちを伝えることができたと考えております。

今回の審査では、多くの市民の皆様、関係機関の皆様の御理解と御協力があったからこそ無事に終えることができたと感じております。

審査の結果は、日本時間9月6日未明、チリのクトラルクラ・ユネスコ世界ジオパークで行われたユネスコ世界ジオパークカウンシルで審議され、ユネスコ執行委員会への承認勧告が決まりました。市民の皆様、市議会、また関係機関の皆様には、改めてお礼を申し上げるところでございます。

この結果を踏まえ、ユネスコ事務局長に対し、今回のカウンシル結果をユネスコ執行委員会としての委員会の議事として議題に含むよう勧告されます。

その後、来年春頃に行われますユネスコ執行委員会で申請の承認が決議されると、Mine秋吉台ジオパークはユネスコ世界ジオパークに認定されることとなります。

御案内のとおり、ジオパーク活動は、ユネスコ世界ジオパークに認定されて終わりではなく、本市の未来のため、活動を続けていかなければなりません。自然遺産、文化遺産など地域資源の価値を知り保全しながらそれらを活用し、本市の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） このたび、Mine秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク承認勧告が決定したことを、市長はじめ——篠田市長をはじめ関係者各位の皆様にお祝いを申し上げたいと思います。

今回の結果は、皆様の御尽力のたまものであると存じますし、Mine秋吉台ジオパークを世界ジオパークにするんだという強い思いが今回の結果になったことだと思います。

と、同時に以前の一般質問でお伝えしたように、世界ジオパークになることによるコスト拡大や世界ジオパークに認定され——されたからといって、美祢市が潤うわけではなく、どのように世界ジオパークを活かして刺激につなげることが重要だというふうに考えておりますし、また、市内事業者さんとの折り合いの部分でも課題が残っているんじゃないかなというふうに思いますので、引き続きの御尽力よろしく願いをいたします。

さて、この7月に会派視察として、青森県の下北ジオパークを視察してまいりました。

下北ジオパークは、むつ市と大間町・東通村・風間浦村・佐井村の5市町村で取り組んでおり、2016年度に日本ジオパークに認定、2020年度に再認定をされており

ます。

太平洋・陸奥湾・津軽海峡という特徴が異なる3つの海に囲まれ、多様な地質が現れたまさかり形をした本州最北に位置する下北地域『海と生きる「まさかり」の大地～本州最北の地に守り継がれる文化と信仰～』をテーマに、恐山や仏ヶ浦など全国的に知られる景勝地のほか、大地と海、それらに生まれ守り継がれてきた生態系と人々の営みが下北ジオパークの見どころとなっております。

今回の視察で、まず、Mine秋吉台ジオパークとの違いを感じたのが、ジオパークを支援する市民団体についてでございます。

下北ジオパークには、下北ジオパークサポーターの会という市民団体が存在し、団体会員59社、個人会員150人以上がこの会に在籍しております。

この団体は、下北ジオパークファンミーティングという交流イベントを企画したり、ジオサイトである海岸がごみで汚れてはいけないと、海岸の清掃活動を実施しております。

話を伺った限りでは、市民が中心となってジオパーク活動を推進し世界ジオパークを目指しており、行政がその下支えをしているという認識を受けました。

それに対して、Mine秋吉台ジオパークは、どちらかというと、行政のほうが行っているというふうな印象を私、主観としては、印象を受けております。

実際のところ、現在、Mine秋吉台ジオパークを支持する団体の活動状況、また、それに付随する仕組みがあればお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） Mine秋吉台ジオパークは、今回の審査で御協力いただいた市民団体のほかにも多くの団体に支えられ活動を行っています。

具体的には、Mine秋吉台ジオパークパートナーを募集し、パートナーとともにジオパーク活動を行っています。

地域の魅力の発信やSDGsの取組など美祢の大地を活かしながら、未来の美祢市や地球のために活動することがパートナーの要件となっており、様々な業種の方々の連携によって、Mine秋吉台ジオパークの活動がより一層多様化しております。

一例を申し上げますと、白の石灰岩、黒の石炭、赤の銅と本市の関係を分かりやすく紹介した3種類の紙芝居を作成して、小学校で講演したり、別府弁天池のマスを使った新たな特産品マスバーガーなどを開発し、観光客に提供したりしています。

現在、パートナーは20団体あり、それぞれの団体の特徴を活かし、ジオサイトの整備や活用、国際交流の推進、民俗芸能の継承など様々な分野で連携し、ジオパーク活動に取り組んでいただいています。

また、パートナー以外の地域団体とも連携しており、於福石灰窯の整備や説明看板の設置などを行っています。

今後も、本市の貴重な地質、地形遺産、自然遺産、文化遺産を未来へつなぎ、地域の活性化につながるようパートナーや地域の団体とともに活動を——地域の団体とともに活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 今の団体について、いろいろお話を伺わせてもらいました。

1つですね、やっぱり私として引っかかると思いますか、危惧しているのが、本当にその団体の皆さんがジオパーク活動について理解があるというか、本当にジオパークというものがすばらしいからそのパートナーに加盟しているのか。それともそのパートナーに加盟するとメリットがあるから加盟しているものなのか、ここって非常に大きな差があると思っていて、その部分って、正直お伺いしたところで、どういうものなのかっていうのは分からないんですけども、そのやはり団体の方たちが、メリットがあるからやるっていうのは全然別に間違いではないと思うんですけども、やっぱり本質の部分っていうのは、どのようにジオパークっていうものを各団体が理解していて、本当に大事だと各団体が思っている理解度かなというふうに、個人的には今答弁を受けて思いました。

そういった中で、ここまでのジオパーク活動というものに対して、ちょっと私の見解を述べさせていただきたいなというふうに思うんですけども、このジオパーク活動というものが世界ジオパークになるのかならないのかということが非常に先行しているように、私のほうでは感じております。

もっと言うと、秋吉台・秋芳洞を含めた美祢の大地がすごいんだということこのジオパーク活動によって伝えたいということなのかも——伝えたいこと——伝えたいということなのかなというふうに思うんですけども、それは正しいようで、少し本質からそれているのではないかなというふうな気がしております。

今回の視察で学んだジオパーク活動の本質というのは、我々が今享受している現

実だったり、生活っていうものは当たり前ではないんだよということではないかなというところをすごく伝えてもらったかなというふうに思っております。

我々の生活っていうのは、まずこの大地、ジオの上に成り立ち、そこに自然、動物、様々な地理的な土壌があるからこそ我々——失礼しました。ジオの上に成り立ち、そこに自然、動物、様々な生態系の上に人間の文化、歴史、産業が成り立っております。ゆえに、この美祢市の地理的な土壌があるからこそ我々はこうして生活ができていると。

ただ、普段生活していると、その当たり前の生活が本当に特別な奇跡といってもいいような出来事だと気づけないからこそジオパーク活動によって、我々の生活が特別なものなんだというふうに美祢市民が認識し心に刻むようになるということがジオパーク活動の本質ではないかなというふうに感じております。

改めて、執行部に対して、ジオパーク活動がもたらす意義、根本の目的についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三善議員の御質問にお答えいたします。

ジオパークは、地形・地質から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場でもあります。

本市に置き換えると、私たちは、秋吉台の石灰岩やカルスト地形、大嶺炭田の無煙炭、長登銅山の鉄鋼石などを通して、地球の過去の活動を知り、地球の活動によって育まれた大地、自然、歴史、文化の中で、私たちは生活していることを学ぶことができ、まさにふるさと教育とも言えます。

今、三善議員が言われたのは本当にそのとおりだと思いますし、我々はその共通認識でございます。

これ、我々は、先人たちから本当に引き継がれたものを活用させていただいて、豊かになって、それを次世代につなげるということでございますので、ある意味、我々の現在の活動も評価されたものもありますが、先人たち、先輩たちが地道に活動されておられたのが高く評価されたものというふうに思っております。

一例を申し上げますと、特に、秋芳町史・美東町史を見ても、秋吉台に対する思い、また、保全に対する思いというのは特別なものがあります。これは、全世界を見渡しても、本当に特別だというふうに捉えております。

御案内のとおり、秋吉台っていうのは、明治19年に日本陸軍によって、一部大田演習、実弾演習場として使用されます。その後、戦後、連合軍によって接收されますが、これ住民運動で、住民の手に取り戻った大地でございます。

当時は住民運動によって、本当に県を動かし、当時、小澤県知事がアイゼンハワー大統領に所感を送るといって本当に前例のないこともされましたし、日本学術会議、また地理学会、そして地質学会も動かされたわけでございます。それによって、今の大地、秋吉台・秋芳洞が守られているわけでございますので、この保全に対する意識っていうのは特別なものがございますし、大嶺炭田においても、地域の住民の方は、本当に愛着と誇りを感じていらっしゃるところでございます。

そういう意味からすれば、もともと我々の先輩方は、このジオパークマインドっていうか、そういうものが十分に備わっているところだというふうに思っております。

ただ、この活動を続ける、学び続ける、保存し続けなければ、すぐこの有意な自然、価値ある自然というのは壊されるわけでございます。なぜかという、本当私もそうなんですけど、それは、人間は忘れる、そして便利なほうに行くから学び続け、そして、保存活動をし続けなければなりません。

今、言われましたように、ボランティア活動も、本当に地元の建設業者の方も遊歩道の草刈りをしていただいておりますし、そして、秋吉台の花火大会の後には、地元の方がボランティアで、ごみ拾いもされているわけでございます。

目に見えない多くの方の本当に御尽力によって、この地域が支えられている。で、それをまた伝え続けなければならない。そして、次世代に残さなければならないということがジオパーク活動の本質ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 本当に、市長の御答弁あったように、今までの成り立ちがあって、今の我々の生活があるっていうところがもう全てなんじゃないかなというふうに思います。

なので、結論、世界ジオパークだからすごいんだっていう伝え方をすると、すごく冷めた目線で見られる方もいるのかなというふうには思っていて、改めて、今までの成り立ちの部分があるからこそ評価されて世界ジオパークになっているって

うところの本質の部分ですよね、それをやっぱり今後も広く強く訴えていってほしいなと思いますし、それができるだけ市民の皆さん、市外の皆さん含めて、伝わってほしいなというふうに思っております。

続いて、郷土愛醸成についてお伺いをしていきたいなというふうに思います。

こちらについて質問させていただく背景なんですけれども、こちらも会派視察の中で、市の発展において非常に重要な要素だと感じたため、今回の一般質問の題材として取り上げました。

先ほどの下北ジオパークの市民団体、下北ジオパークサポーターの会が海岸の清掃活動を実施しているという話をさせてもらいましたが、年間約2,000名の方が海岸の清掃活動に当たられているそうです。

なぜ、このような活動が行われているかと伺ったところ、住民の皆さんが各土地土地に対して尊敬と感謝の念を持っており、その土地を大切にしなければいけないと強く思っているからというふうに言われておりました。

下北半島には、皆さん御存じのように、恐山という日本三大霊場の1つがあり、それも相まって、非常に親交が深い地域であります。

その土地に対する感謝が原点となり、海岸の清掃活動などの行動につながっていることを考えると、我々も今あるこの美祢の大地、土地に感謝する郷土愛の醸成というものが美祢市もとい、秋吉台の景観に対する市民の活動などにつながるのではないかと、仮説が立てられるというふうに思っております。

少し前置きが長くなりましたが、この3月に第二次美祢市総合計画後期計画が策定をされました。こちらに基づいて、市民に対して、どのように郷土愛を醸成していくかお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三善議員の御質問にお答えいたします。

本年3月に策定いたしました「美祢市第二次総合計画後期計画」では、基本理念として「秋吉台の魅力を活かし、みんなの力で創り出す！『未来につなげる共創CITY』」を掲げております。

この理念は、本市が今年度から令和11年度までの5か年にわたり、地域の豊かな自然と文化資源を最大限に活用しつつ、市民一人一人が多様な力を発揮し協働することで、共に未来を切り拓いていくまちづくりの精神を表しており、本市への誇り

と愛着いわゆる郷土愛を持ち、その思いをもってまちづくりに参加していくことを重視しております。これまでのまちづくりにおいても、市民の皆様の郷土愛が大きな力を発揮してきました。

昨日、山中議員から質問がありました山焼きや、井上議員から話題に出ましたウルトラマラソンといった全国から関心の集まる事業についても、多くの地域の皆様の協力がなければ実行できない取組であり、郷土愛を持つからこそ、人口減少や少子高齢化が進む苦難の中にあっても続けることができていると考えております。

また、先月各地区で行われた夏祭りが続いていることや十六夜祭が復活できたのも、市民の皆様が地域を愛するからこそ実現できていることであります。

このように、本市は郷土愛の深いまちであると考えておりますが、人口減少が進む一方、移住や定住や関係人口や交流人口の増加といった、これまで以上に多様な地域との関わりが生まれる時代において、全ての分野における市民や関係者のまちづくりへの参画と協働を促進するためには、その基盤として地域を愛し、自分たちのまちをよくしようという市民意識すなわち郷土愛が醸成されることで、地域資源を活用した事業や未来を担う人材育成に一層の力が発揮されるものと考えております。これは、世代や関わり方によらず重要なことでもあります。

二十歳の集いでは、自分たちが育ったまちにどのような魅力があり、どのような仕事があるかを伝え、厚保夢プラン協議会や大田ふるさと振興会、知心会、秋芳カラフルなど、現に自分たちで地域を盛り上げようと活動される皆様には、その思いの実現を支援すべく、行政としても、全部局をあげて取り組んでいるところであります。

特に、次代を担う子どもたちたちが、ふるさと美祢への誇りや愛着を持ちながら成長し郷土愛を育むことは、子どもたちの自己肯定感や安心感につながり、自信を持って豊かな人生を切り拓いていくために重要な取組であると考えております。

また、同時に美祢に残りたい・戻ってきたい・関わり続けたいと考える未来の創り手を育成し、本市の持続性を高めることにも通じる取組だと考えております。

本市におきましては、この郷土愛を育むため学校教育を中心に、社会教育においても様々な取組を進めておるところでございます。

個別具体的な取組については、教育長から答弁させたいと思います。

私からは以上です。

○議長（荒山光広君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） まず、美祢市学校教育基本目標に「ふるさと美祢を舞台にした生きる力を高め、将来を担う人づくり」を明確に位置づけています。

市内5つの小中一貫教育校それぞれの学校教育目標には、郷土愛を育む方針を掲げております。これにより、学校全体で地域に根差した教育を進めています。

2番目に、地域の特色を活かした体験的な学習です。

ジオパーク学習や地域の自然・文化を活かした美祢ならではの体験学習を重視し、スクールバスの有効活用や市が経費を負担することで、全ての子どもたちが参加できる環境を整えています。

具体的には、秋吉小学校の観光客を対象にしたジオガイド、美東中学校3年生による奈良東大寺での外国からの観光客に英語を使っての長登銅山ガイド、伊佐中学校の大分県姫島中学校とのジオパークを通しての交流、2018年から中学生による日本ジオパークネットワーク全国大会での発表、美祢青嶺高校のベトナムトンヴァンのパイルン中学校とのオンライン交流など様々な体験を通して、子どもたちは、失敗や困難を乗り越え達成感を味わい、多くの人々との関わりの中で多様性を認める心の素地を育んだり、ふるさとについて、自分たちで学んだことを自分事として自分の言葉で発信することにより、新たなふるさと美祢の魅力の発見や郷土への畏敬の念、あるいは誇りの醸成につながっています。これらの体験活動には、子どもたちも教職員も楽しみながら取り組んでいます。

また、それぞれの地域の特色を踏まえた中学校2年生による立志のつどい、さらには公民館主催の放課後子ども教室でも地域社会とのつながりを深めています。

3番目に、子どもと大人の交流・熟議の場づくりです。

各学校が学校地域連携カリキュラムを作成し、地域の大人と子どもたちが関わる機会や子どもと教職員、保護者、地域が一堂に会して話し合う熟議の場を設けることで、地域でいきいきと活動する大人の姿を子どもたちが身近に感じ、自らの将来像を重ね合わせられるようにしています。

4番目に、社会教育での体験活動です。

秋吉台を舞台にしたmineto子どもキャンプなどの自然体験活動を実施し、小学生が自然の魅力を体感しながら、自己決定する力を育むとともに、ふるさとへの理解と愛着を一層深められるようにしています。

5番目に、地域に根ざした学習教材の活用です。

小学校では、社会科副読本「ふるさと美祢」を活用し、地域の歴史や文化、くらし等を体系的に学ぶことにより、郷土理解と郷土愛を醸成しています。

最後に、mineto教育改革プロジェクトによる特色ある取組です。

公設塾minetoをはじめラーニングスペースでの探求的学習や慶應義塾大学の学生による出張minetoなど、学校や地域の枠を超えて、美祢市全体を舞台にした学びを展開しています。

さらに、教育魅力化推進員による外部の視点からふるさとの魅力発見ワークショップを通じ、地域に新たな価値を見いだす機会を子どもたちに提供しています。

これらの取組を通じて、子どもたちが生まれ育った地域や美祢のすばらしい自然に感謝と愛着を持ち、郷土の伝統や文化を尊重し、多くの人々との温かい関わりを実感しながら、先人たちの努力や地域の方々への感謝の思いを育む中で、ふるさとのよさを実感し、自らの人生を豊かに切り拓く中で、地域社会をよりよくしていこうとする意欲や態度を培う教育を推進しているところです。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 第二次美祢市総合計画後期計画に基づく執行部の今実施している状況というのをお聞かせいただきました。

こちらの郷土愛醸成についての課題感というのをちょっと述べたいなというふうに思うんですけども、こちらの課題感として、私が感じているものっていうのが公民館単位の地域であったりとか、例えば、まち単位の郷土愛は本当に強く持ってらっしゃるなというふうに——持ってらっしゃる市民の方々が多いというふうに感じるんですけども、これが町とか公民館単位の地域でなく市全体としての郷土愛となったときに、その愛がすごくその地域愛に比べると薄まるように感じます。

でも、これは正直しようがないというか、それは当然のことといたしますか、数が——母体が増えれば増えるほど薄まるっていうのは当然のことなんですけれども、その薄まる感じの強さっていうのが特に強いなっていうふうに個人的に感じております。

これをもう少し言うと公民館、まち単位の郷土愛の強さというものが私は夏祭りの数がもうこれ表わしているなというふうに思っていて、地方の夏祭りイベント情

報を見ると、美祢市内で17の夏祭りが実施されております。いかに多くの夏祭りが行われているかということが実感できるんですけども、その中で、私自身ですね、全部とはいかなかったんですが、大体8割ぐらいのお祭りに顔を出して、お祭りの雰囲気を見てまいりました。

そこで感じたことっていうのは、皆さん、地元のために汗を流して楽しそうにお祭りをやっていて、笑顔であふれているなというふうに感じました。これが地域に対する愛が深いというのは言うまでもないと思っております。

しかし、この地域っていうものから美祢市という単位になった瞬間、全員が全員そういうわけではもちろんないんですけども、ちょっと我関せずというか、いうような方々を見たりすることがあるなというふうに感じております。

これは、1市2町がもともと合併したっていう歴史的な背景もありますし、美祢市自体の面積っていうのはとても広いことにもありますので、こういったものも影響があるというふうに考えるんですけども、もう合併してですね、17年たちまして、やはり各地域だけではなくて美祢市全体の発展を考え、美祢市全体の郷土愛というものを醸成していく必要があるのではないかとこのように私は考えております。

そういった、その全体の郷土愛情勢をどのようにするかということなんですけれども、ここでまず1つ提案したいのが、今回山焼きの影響で実施することができなかった秋吉台観光夏祭り花火大会を美祢市全体の祭りとしてですね、市民が1つになるイベントっていうのはどうかなということに提案したいなというふうに思います。

というのも、さっき夏祭りが17あるっていうのは、全部地域ごとの夏祭りなんですけど、美祢市全体の夏祭りっていうのは、正直僕が見た感じないなっていうふうには思っております。

で、プラスですね、この秋吉台観光夏祭り花火大会は、観光客に対して還元をするという目的で実施されているというふうに把握をしております。ですが、昔と比べて秋芳洞の入洞者数っていうのも減少しております、今の市の状況から見ても、還元をするというような状態ではないようにも思えます。

また、商店街なども、お祭りのときにお店が閉まってしまうので、経済効果に関しても、疑問がちょっと生じるかなというところがございます。

とはいえ、秋吉台で上げる花火というものは、ほかとは一線を画する特別な花火

大会であることは間違いありません。今後も多くの集客というのを見込むことができるイベントでございます。

これを一番有効に活用することができるのは、このお祭りを美祢市全体のお祭りとして位置づけることで、各地域から出店を出したり、各地域の伝統芸能っていうのを披露したり、これはある人からちょっとアイデアをもらったんですけども、美祢市民が全員踊ることができる盆踊りっていうものを秋吉台で踊ったり、美祢市民全員がその1つのお祭りを楽しむことで、美祢市愛っていうものを醸成するイベントにするということが有効な活用になるのではないかとこのように考えております。

これ、ちょっと郷土愛とは少しそれるんですけども、例えばこの各地域がこの祭りで、先ほど言った出店などで収入をあげてもらったりすることができれば、地域の困り事を各自治会の予算で解決できるというような道筋もつくることのできることで、市としても、予算不足で対応できないというような伝えている内容を解決できる可能性もあるのではないのでしょうか。

こちらの提案についていかなものかお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三善議員の御質問にお答えします。

まず、前段として、市全体の祭りっていうことなんですけど、かつては、旧美祢市においても、アンモナイトフェスティバルとか市民総踊りとか実施したところでございますけど、合併後、そういうのが後継事業として、ランタンナイトフェスティバルとかそういったものに推移した経緯がございます。

で、議員御提案の、まず、秋吉台観光まつりを市全体の大きな祭りとして位置づけてはどうかという御提案でございます。

観光まつりの概要については、先ほど議員が御説明されたとおり、市民及び観光客の皆様へ感謝の心を還元し、観光事業の発展及び観光地の活性化を図ることを目的に、美祢市観光協会を中心に、地元商店会、関連事業者、関係機関及び市で構成される実行委員会が主催し、花火大会をメインとした本市を代表する観光イベントの1つではあります。

秋吉台の雄大な自然と調和し、澄み切った夜空に打ち上げられる花火の轟音は、

非日常的で感動的な体験となり、他地域では味わうことができない唯一無二の花火であり、訪れられる市民の方、また、観光客の皆様にご満足いただいているものと理解しております。

経済波及効果においても、花火大会会場での地元グルメなどが味わえる秋吉台市場などをはじめ飲食や宿泊、また交通など幅広く消費を生み出し、地域経済に直接的・間接的な経済効果をもたらし、地域活性化に寄与しているものと認識しております。

また、一方で、昨今の物価高や資材価格の高騰による花火の打ち上げ費用、シャトルバス借上料、また、警備費等が上昇するなど開催の継続が危惧されましたが、実行委員会において協議を重ねられ、昨年度から、市の補助金、地元企業や団体等からの協賛に加え観覧エリアの有料化を実施されており、開催継続の道筋を立てられておられます。

今年度については御承知のとおり、3月に実施した秋吉台山焼きが不完全に終了したため、開催中止となったところであります。

市全体の大きな祭りとしての位置づけについてであります。秋吉台観光まつりは先ほど御説明しましたとおり、地元商店会や関係事業者などで構成される実行委員会が主催となっております。したがって、行政から方向性や位置づけをお示しするのではなくて、市民、観光事業者を含む民間企業、関係団体などから市全体の大きな祭りとしてほしい旨の声があがり、機運醸成の下、実行委員会において、まずは協議検討されることが望ましいと現時点では考えております。

今後、実行委員会において、郷土愛醸成につながる祭りとして位置づけられ、その方向性が明確に打ち出された際には、市としても可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 今、ちょっと夏祭りのイベントとして提案をさせていただいたんですけども、これに関しては、本当いろんな調整だったり、結構規模感として大きいものだなと思うので、すぐにできますよっていうのを私としても考えていないんですが、この祭りっていうのは、ひとつ美祢市民の郷土愛を醸成するっていうきっかけになるイベントの施策の1つではないかなというのは個人的にすごく思

いますし、これからあるウルトラマラソンですね、そちらも結構美祢市全体がコースになっているので、みんな市民の皆さんが地域が遠くても1つになれるイベントっていう意味ではすごく意義があるイベントなのかなというふうにも感じます。

そういったイベントを通じて、例えば地域単位だったり、まち単位っていうものが1つになる仕掛けってというのが今後引き続き行政のほうでもしっかり考えてやっていただけたらなというふうに思います。ここまでですね、郷土愛醸成について質問をしてみました。

改めて、美祢市の発展には、市民の皆さんの活動が必要不可欠であり、美祢市のために活動してもらうには、間違いなく、市民の皆さんが美祢市に対して尊敬と感謝の心を持ち郷土愛を育むという必要があります、その仕掛けを実行しているのが行政の役目だと思っております。

最後に、篠田市長に伺います。

改めて、この郷土愛醸成について、篠田市長の御見解をお伺いさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三善議員の御質問にお答えいたします。

郷土愛醸成という部分での御質問でございます。

仕掛け的には、郷土愛を醸成しなければならないんですけど、これ御質問いただいて、改めて、やっぱり愛着イコールシビックプライド、誇りではないっていうのはよく分かったというのはいくぶんよく分かりました。

例えばですね、山口県全体は、愛着は低いけどプライドは高い、誇りは高い、東京もそうなんです。上位にあるのは、やっぱり北海道とか九州とかはやっぱり両方が上位にあるっていうのが、見ると——調査結果を見ると、改めて愛着と郷土愛、シビックプライドは微妙に違うなというふうに思っております。でも、合わさって、やっぱり郷土愛というふうに表現しているというふうに思っております。

私はですね、やはり今全体でって言われますけど、やはり市民お一人お一人がやはり自分は美祢の人間だというアイデンティティと、そして、この地域は自分のものだから自分を守るというオーナーシップ、この2つの要素がないとなかなか地域を守れない。また、この2つの要素を持っている方がいかに多いかで、地域は発展していくというふうに基本的に考えております。

特に、先ほど教育長の説明のときに、子どもたちの郷土愛醸成のときに、楽しくってというのが説明があったかと思います。やはり愛着をまず持ってもらうには、人との関係というのが非常に大事です。

で、世界ジオパーク認定というやっぱりプライドではつながりますが、それがイコール愛着につながるかというとそうではない。

やっぱり愛着というと、人との関係性というのが非常に大事です。それは家族の関係、そして友達関係、そして地域との関係、この関係性が良好であればあるほど、愛情は深まるというふうに考えております。

特に、子どもたちにとっては、やはりこの地域の愛着を深めるにはやっぱり子ども時代は楽しい、そしてちょっぴり悔しい、そして頑張った思い出だけで十分だろうと思います。やはり悲しい思い出、つらい思い出があるとやはり愛着も薄れると思っています。

この地にゆかりのある阿川佐和子さんが某新聞にコラムを載せられていると思いますが、その中で、石井桃子さんという児童文学者の子どもたちへのメッセージが紹介されております。

子ども時代を十分楽しみなさい子どもたち、大人になっても老人になっても、あなたを支えるのは子ども時代のあなたですってという言葉です。

だから、子どもたちは特に楽しい、頑張った、そしてちょっぴり悔しいぐらいの思い出で満ちあふれて——ようにすればですね、本当に地域に対する愛情というのはいっしょに深まっていくのではなかろうかというふうに、基本的に考えておりますので、とにかく楽しさを、いかに我々大人が子どもたちに伝えるかが重要だろうと思っています。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三善庸平議員。

○1番（三善庸平君） 市長から、いい答弁をいただいたなというふうに思います。

この楽しいって本当に大事だと思ひまして、今回の夏祭りのイベントっていうのも、子どもたちもそうなんですけど、やっぱり大人たちもやっぱり楽しめる場所っていうのに愛着が湧くと思うんですね。

やっぱり美祢市に住んでいて楽しいって思ってもらえるような内容をどれだけ提案できるかっていうのが、結局子どもから大人まで、美祢市に対しての愛って

いうのは深まっていくものなのかなというふうに思いますので、引き続き、私自身もどういった仕掛けをすれば、こういうふうに愛が深まるのかっていう部分ってのは着目しながらですね、また、こういった場で御提案させてもらいたいなというふうに思います。

改めて、各地域にこの美祢市民の一人一人の思い、地域の強さ、美祢のよさが詰まっているというふうに思っております。このよさを美祢全体に昇華して、美祢市の郷土愛、美祢市の発展につなげる政策を期待しております。

以上で私の一般質問終わります。ありがとうございました。

〔三善庸平君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、11時5分まで休憩します。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。末永義美議員。

〔末永義美君 発言席に着く〕

○6番（末永義美君） 皆さん、こんにちは。創生会の末永義美です。トップバッターの三善議員の爽やかな夢と希望があるような質問内容と打って変わりますが、通告に従い一般質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市では、予測をはるかに上回る人口減少からの少子高齢化が深刻化し、住民税の減収や社会保障関連費の増加などにより、これからの行財政運営は一層厳しくなることが予測されています。

そのような中、市立2病院の存亡や介護保険サービスの供給体制維持への危機感、急増するひとり暮らし高齢世帯の生活問題など、全てが喫緊の重要課題となっています。

このような背景から、また、住まいや公共交通などを中心部に集約するコンパクトシティ化が全国の自治体で進められており、本市でも始まろうとしています。行政や議会をはじめ住民一人一人が市の状況をよく知りよく考えて行動することが求められます。

地域社会の体力が大きく低下している中で、現実を見つめ直し、住民が主体とな

って持続可能な自治と暮らしを守るために、新たなアクションを起こしていくことが重要課題であると私は考えての一般質問となります。

それでは、初めに、市立病院事業の現状と将来像について、まず、患者満足度の向上対策についてお伺いします。

最後の質問になりますが、美東病院で実施されている患者の送迎サービスについて、患者に寄り添ったすばらしいサービスであると高く評価できます。しかし、美祢市立病院では、医師会やバスやタクシーなどの事業所との協議が必要で、実施は難しいというような答弁がありました。

同じ市立病院で通院する患者に対して、なぜ不平等な現状が続いているのか、地域に課題があるなら、何としても解決すべきと考えます。

美祢市立病院での実施こそ選ばれる病院を目指す課題の1つであり、早期実現について、改めて見解をお伺いします。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

市立2病院における患者送迎サービスに関しましては、さきの6月定例会におきまして、議員からの御質問に答弁しましたとおり、市立病院における患者送迎サービスの早期実施につきましては、バスやタクシーなどの公共交通体系への影響や公立病院である市立病院が市内民間診療所等の診療活動を阻害することが想定されるため、今の現状としましては——今の現状といたしましては難しい状況にあります。

しかしながら、将来的に市内の医療資源や公共交通体系などの環境に変化があった場合、または変化が見込まれる際におきましては、美東病院同様の患者送迎サービスの市立病院での導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 今の答弁を聞いてですね、ますます思うんですね、同じ市立病院です。同じような状況や背景が旧美東・秋芳地区にもあると思います。ここは、ぜひ同じ病院、そして、病院再生を願う気持ちからしましても公平・公正な対応を強く要望し、これはしつこく、また要望を兼ねて質問してまいりますのでよろしくお願ひします。

次に、入院患者の食事提供と洗濯物の取扱いについてであります。

初めに、入院患者に提供される食事についてです。

内臓疾患などでなく、食事制限が比較的少ない患者さんから入院中の食事の内容をもう少し改善してほしい、入院中の唯一の楽しみなので、もっとおいしく食べたいという声を今までに多数耳にしてきました。

入院中の食事は治療の一環であり、回復の源でもあります。献立や食材の改善をどう捉えるか、そういったアンケート実施の有無などについてお伺いします。失礼しました。併せてもう1つ、入院患者の身の回りの洗濯物についてです。

美祢市立病院では、家族が持ち帰れて、美東病院では、一律業者に洗濯、クリーニングを依頼するというふうになっています。同じ市立病院なのに、対応、システムが違います。それぞれに看護師さんの手間がかかるかもしれません。しかし、美東病院での入院患者さんは、どれほどの料金を支払っているのでしょうか。

同じ病院ですから、市立病院ですから、どちらかのシステムに統一するか、洗濯物の持ち帰り業者委託を選択できるように改善することはそんなに困難なことでしょうか。

併せてお伺いするとともに、美東病院のホームページには、居住費についてという1目があります。この居住費については、今現在もあるのか、どういうものなのかを併せて御答弁をお願いします。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） まず、1点目の入院時の食事提供につきましての御質問です。

入院時の食事提供につきましては、病院の管理栄養士が患者さんにとって最適な栄養価となるよう、また、入院中の治療を食事で支えられるよう様々な献立を考え、厨房スタッフが早くよくなっただけのように心を込めて調理し、充実した食事となるよう努めております。

また、行事食や一部の選択メニューで、食事が入院生活の楽しみとなるよう工夫を重ねているところでもあります。

今後におきましても、患者さんの声をお聞きしながら、御満足いただける食事の提供に努めてまいりたいと考えておりますので御理解いただければと思います。

次の入院患者さんに対する洗濯物取扱いにつきましてですが、市立病院・美東病院ともに、外部事業者が提供する入院セットを導入しております。

この入院セットには、病衣・タオル・アメニティのほか洗濯サービスがセットになっており、下着・靴下等の洗濯物の定期的な交換や入院に必要な物品の補充に際し、患者御家族はもとより、病棟の現場スタッフの省力化に取り組んでおります。

議員御指摘のように、入院患者さんの洗濯サービスにつきまして、市立病院では、基本メニューのオプションサービスとして、基本メニューが1日380円、洗濯サービスのオプションを加えると490円、美東病院におきましては、洗濯サービスを含めた基本メニューとして1日390円に組み込んでおるため、市立2病院間で若干の差異が生じておる状況にあります。

美東病院で、入院セットの導入を検討する際、入院患者さんの洗濯物の受渡しをあらかじめ設定した時間帯で行ってまいりました。しかしながら、患者さんの御家族の御都合等により時間外での受渡しを希望されることもあり、職員配置が手薄になる時間帯に重ねることで、現場スタッフの負担となっておりました。このため御家族等の御意見を伺った上で、現在のセットメニューとすることで看護現場の負担を軽減することにより、患者さんに対して、より手厚い看護を行うことが可能となっております。

しかしながら、今後、清水事業管理者の下、市立2病院の一体的運用をさらに促進していく中で、両病院における基本的なサービスにつきましては、一定の平準化を図っていく必要があると考えております。

その上で、両病院の職員配置や勤務状況などを考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） ぜひとも、どちらの病院にかかっても内容が一緒であるということを、要するに、先ほど申し上げたこれら入院患者・通院患者に対しての満足度アンケートの実施など、ぜひこれから検討いただき、改善に向けて、そして、選ばれる病院としての病院づくりに励んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、市立2病院の統合再編及び新病院整備について、まずは病院財政の経費負担区分について質問してまいります。

地方公営企業法では、事業経費の負担区分が定められており、不足する経費につ

いては、一般会計から負担すべきものとされています。この一般会計からの繰入額については——病院の一般会計からの繰入額は、全国平均値として比べるとどのような状況になっているのか。

また、病院側からの要求額と実際の繰入額はどうなってるのかを過去3年間についてお伺いします。

そして、この近年の病院事業負担額を明かし、このような病院事業経営の状況をどう捉えているかをお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 市立2病院に対する一般会計繰入金の状況ですが、令和4年度が市立病院4億5,124万1,000円、美東病院4億7,504万1,000円、令和5年度は市立病院4億7,123万2,000円、美東病院4億6,042万6,000円、昨年度が市立病院4億7,526万1,000円、美東病院4億5,552万円で推移しております。

また、公営企業年鑑に掲載されています他会計繰入金の統計値といたしましては、市立2病院と同規模で区分される病床数100床から200床規模の病院群におきまして、1病院当たりの平均は、令和4年度が4億4,617万6,000円、令和5年度が4億6,706万5,000円となっております。

一般会計からの繰入金の算定に当たりましては、毎年度、繰入基準となっております病院の建設改良に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費、救急医療の確保に要する経費などといった項目ごとに算定し、基準内繰入を基本として、市長部局との調整を行った上で予算計上しております。

また、昨年度の状況は、外来患者の減少に伴う外来収益の減収はあるものの、病床稼働率の向上により、医業収益全体としては増収となりました。しかしながら、人件費の増加に加え、原材料費等の仕入価格の高騰による薬品・診療材料の値上げ、さらには委託料など的高騰が重なり、費用負担が収益を圧迫している状況にあります。

このため、費用負担の内容の見直しが喫緊の課題であると認識をしておるところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 全国の自治体においても、自治体公立病院の運営の経営は大変な時代にきています。

このたび、行政視察に行ったある町でも、昔は公立病院に行ってたけども、その病院をなくしてからその分の財政が潤い、いろんな福祉サービスや生活環境、インフラに充当できたというような、公立病院がある場合とない場合との自治体の状況、住民の暮らしの状況も様々に変化してまいります。

これからも、総務省などからの借入れというか支援のほうを考えているところもあるかとは思いますが、これからもそれについては、もっと現実を直視したような経営の改善、病院運営の改善をよろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、市立2病院の将来の在り方についてです。

市立2病院は、社会的な役割の大きさと経営的な課題が複雑に絡み合い、経営状況から悪化の一途であり、また、医師不足などに伴い医療体制が縮小されるなど、経営環境や医療供給体制の維持が極めて難しい状況が続いています。このままだと、機能不全や経営破綻へと進行します。もはや助かるには、赤字補填という薬ではなく慢性経常赤字という病に大きな手術が必要です。

私が調べた1つの事例ですが、一部の病棟、病室で、これ美祢市立病院のことですけども、一部の病棟や病室で冷房など空調が効かず、この酷暑をスポットクーラーや扇風機でしのいでいるという話を聞きました。医療機関として、健康を守るために必要な温度管理・室温管理ができてないのは不適切ではないかと私は考えています。

美祢市立病院は、開設から35年を経過しており施設の老朽化が進み、医療現場のスタッフからは、もはや十分な医療を提供できる環境ではないというような声まで届いています。そして、減価償却資産の耐用年数が39年になっていることから、これからの対応について、喫緊な重要課題だと私は認識しております。

美祢市病院改革調整強化プランの取組と現状とが乖離しており、今こそ、病院事業のさらなる抜本的な構造改革に取り組むことを強く求めています。

当初は、経営形態を大きく見直しつつ、待ったなしで2つの病院を集約・統廃合することを考え、コンパクトなスタイルの新しい病院をつくることが望ましいと私は考えております。

基幹的な公的病院機関として、美祢市立病院を建て替え、美東病院を主に診療所

と位置づけることなどが協議されると私は考えております。生き残る最終手段であり、最適な選択であるとも考えられます。

そして、次に課題として、市立病院としての充実・存続を図りつつ、高度な介護医療院化などを考えるべきです。

さらには、医療・介護サービスの機能付きの高齢者住宅事業への転換などを含めて、市立2病院の近い将来像について、具体的な調査・検討を始めるべきではないかと考えます。

新たな病院事業と医療福祉事業の捉え方、その方向性についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） ただいまの末永議員の御指摘のとおりだと私は思っております。

市立病院は平成2年供用開始後35年が経過し、また、美東病院は平成11年に新築移転後26年が経過する中、設備等の老朽化が進み、特に築35年を経過する市立病院におきましては、機械設備などの不具合等に対し、入院患者さんの療養環境の保持に加え、医療従事者の勤務環境など、病院機能を維持するための応急的な修繕を年々重ねており、このことは費用の増加につながり、病院の収益を圧迫している1つの要因となっております。

なお、施設の維持管理費用に加え、先ほど管理部長の答弁の中でも申しましたとおり、人件費の増加、医薬品及び委託料などの高騰が重なり費用負担が収益を圧迫している状況は、全国の自治体病院でも同様であり、さきの全国自治体病院協議会の発表によりますと、全国自治体病院の86%が経常収支で赤字となっているなど、現状の診療報酬体系では、黒字化が厳しい状況にあります。

そうは申しましても、病院事業局としましては、私が昨年4月に着任しました折に、ちょうどその1月前に計画された内容ですけれども、5年を計画期間とする病院経営強化プランを令和6年3月に策定しておりますので、まずもって、本プランに基づいた経営改善に向けた取組を着実に実行していくことにより、現状に対する課題の解決に向け鋭意努めてまいりたいと考えております。

この経営改善に向けた取組を行う上で、昨年の病院経営プランの中で指摘されました大きな課題は、1つは、市民に利活用していただけるような啓発活動をもっと行うべきであるということ、もう1つは、病床数をフルに稼働させるためのマンパ

ワー、特に看護師の数がまだ充足されていないという問題。

それから今議員申されましたように、冷房施設をはじめとするいろんな機器設備の老朽化の問題、そして、そういったことを全て営繕で賄うとしても、キャッシュフローがもう既に底をついておるといこういった4つの問題でしたけれども。

まずは、我々病院事業局でできる問題としては、利活用の啓発活動、それから看護師がしっかりと勤めて、そして、就職した暁には、途中で退職することなく、しっかりと病棟の業務を守っていただけるようなそういうマンパワーの確保、この2つがまず病院事業局としてやるべき内容と思って、私も市民または民生委員を通じて直接啓発活動を行いまして、この2月以降この半年間は、市立病院におきましては、稼働率90%そこそこを確保しておりますし、美東病院におきましても、昨年よりは、収益としては落ちておりますけれども、入院患者数は全く同じ状態で、美東病院はもともと86%の稼働があれば収益全く黒字でいける状況なんですけれども、いい医療をされておりますので、昨年よりも入院患者さんの入院期間が1週間ほど短くなった分、その分早く退院されますと病床が空くという形で、結果として、いい医療をやればやるほど今の診療報酬体系では赤字になるという非常に矛盾を抱えた診療報酬体系の下で、我々は健全な経営を行っておるところであります。

この2つのことについては、この強化プランの中で、この1年間、すぐに取り組むことが可能だと思いましたので、病院事業局としても地道に進めてまいったところであります。

また、今後10年、15年先を見据える際、全国的にも人口減少が続き、特に中山間地域の過疎化が進む本市におきましては、本年3月に改訂された「美祢市人口ビジョン」では、2040年には美祢市の人口が1万5,000人台まで減少するといった推計結果が示されております。

現在の市立2病院の機能は、市立病院が215床、美東病院が100床、合わせて215床で入院機能を運営しております。これは、一般的に人口1,000人に対して、10床の一般病床が必要と言われておる美祢市の人口2万人に対して215床、市立病院は、しっかりとその任を果たすだけの病床は確保できておるところであります。

今後、人口減少を踏まえると——今後の人口減少を踏まえると、両病院で病床数150床程度まで入院機能を縮小することが求められますが、医療需要が増す高齢者が多い地域性も考慮する必要があります。

また、医師等の医療提供体制も併せて見込む必要があります。なかなか大学から医師を派遣していただくことが困難な情勢下にあっても、やはり、医療というものは継続しないといけませんので、こういった医師等の医療提供体制を今後も継続するために、事業局としましても、山口大学との関連、今後ともいい関係を続けていこうと思っております。

こうした将来的に向き合っていかなければならない課題をどのように解決していくかを検討し始める段階に、もう現在差しかかっていると私も考えているところであります。

議員御発言のように、現状の改善はもとより、将来あるべき姿にするため両病院の医療機能の見直し、施設自体の改築等を含めた再整備、統合も含めた新たな病院の再配備など――再配置など全てを検討の俎上に上げ、本市の地域医療体制を維持するための病院の規模及び機能の最適化を図っていくべきであると私も考えております。

現状の両病院の経営改善を図ることがまずもって急務ではありますが、その検討の中で、特に将来予測を踏まえた課題解決に関しては、両病院の課題だけでなく、本市の医療及び介護資源の状況変化といった環境変化が複雑化していくことも予測するとともに、本市において、持続可能な地域医療の提供体制の確保に向け、地域医療に関し、専門的な視野を持つ有識者の参画はもとより、市民の方々の声を幅広く伺っていくことができる組織体制の構築に向けた準備を今現在も進めておるところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） よく熱い思いは伝わりました。同感する部分もあります。しかし、強化プラン5年間がある、頑張ると、そういう意向の中で、市の人口構造や経済情勢などが恐らくここにいる皆さんの予測よりもはるかに速いスピードで刻々と変化していきます。

ですから、私は正直言って、この人口2万の規模で公立病院の2つは困難と思っています。それぞれの地域には、その地域の思いがありますから難しい問題もあります。

しかしながら、今の管理者のお話、思いを込めて、さらにギアを上げてですね、

現実を直視してよく考えて新しい病院づくり、これに最高の思いと最高の行動で、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、時間が過ぎてきますので、次の新しい美祢市の創造について、まず地域創生と自治体の現状についてお伺いします。

私はこれまで政策要望していました、病院に通いづらい地域の住民に適切な医療サービスを提供する遠隔オンライン診療については、新たな郵便局でつながる地域・医療・生活ネットワークみねポス創出事業の中で、郵便局を拠点にしたオンライン診療での医療サービスの提供が実証施行されようとしており、大きな成果とさらなる展開を期待しています。

それでは、ほかにもある事業の行政計画とコンサルティングの費用対効果についての質問となります。

先ほど新しい事業のように、美祢市には多くの行政計画などあり、様々な政策、事業が進められていますが、そこには、多額のコンサルティング費用が費やされていることを懸念しています。

そこで、「第二次美祢市総合計画」や「都市再生計画」「美祢市都市計画マスタープラン」、また「美祢市病院経営強化プラン」、そして「美祢市立地適正化計画」「美祢市図書館複合化計画」などについてのコンサルティングの費用の有無とその金額、そして、その費用対効果についてどう捉えるかをまずお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 本市において策定しております行政計画について、お尋ねのありました計画の策定経費と計画によってもたらされる効果について御説明いたします。

最初に「第二次美祢市総合計画後期計画」は、令和7年3月に、計画期間を本年度から令和11年度までの5年間として策定しております。

本計画は、基本構想、総合戦略、基本計画及び実施計画からなり、美祢市総合計画条例の――美祢市総合計画条例の規定に基づき策定し、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにする市の最上位計画として位置づけております。

また、内包する総合戦略掲載事業は、地域再生法に位置づけられた地域再生計画の前提となるものであり、第2世代地方創生推進交付金をはじめとした国庫補助を得るために必要不可欠な計画であります。

計画策定に際しては、令和5年度から昨年度までを委託期間として策定支援業務を委託しており、委託料は747万1,200円となっており、本計画策定により、総合戦略掲載の事業推進の財源となる本年度の国庫補助交付決定額は5,429万5,000円となっております。

次に「美祢市都市計画マスタープラン」は、平成30年1月に、計画期間を令和18年度までとして策定しております。

本計画は、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針に位置づけられ、本市が定める総合計画などの上位計画に即して策定され、市が定める都市計画の指針となるものであります。

計画策定に対しては、平成27年度から平成29年度までを委託期間として策定支援業務を委託しており、委託料は1,355万5,080円となっています。

続きまして、「美祢市立地適正化計画」は、昨年3月に、計画期間を昨年度から令和25年度までの20年間を目標年次として策定しております。

本計画は、美祢市都市計画マスタープランに掲げた「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす 住みたいと思うまち・交流拠点都市 美祢市」、将来都市構造として、集約型都市構造を具現化するための計画であります。

計画策定に際しては、令和4年度から令和5年度までを委託期間として策定支援業務を委託しており、委託料は1,740万7,500円となっております。このうち、国費を812万3,000円充当しております。

続きまして、「都市再生整備計画」は、本年3月に、計画期間を本年度から令和11年度までの5年間として策定しております。

本計画は、本市が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に策定する計画で、都市再生などを目的として——目的とし、複数の事業を組み合わせ——組み合わせた上で1つのパッケージとして整理し、整備計画として国へ提出するものであります。

提出後は、国による審査・受理の後、市が事業を実施しますが、その受理を前提に、市は国からの支援を受けることも可能となります。

なお、計画策定については、市職員が行っております。

これら3つの計画をもって実施する都市構造再編集中支援事業は、都市再生整備計画について位置づけられた事業のうち、立地適正化計画に基づく取組等に対して、

総合的・集中的に支援するために、個別支援制度として創設されたものであります。本事業の総事業費は約36億円を見込んでおり、補助対象事業費は約33億円であります。

財源の内訳として、補助対象事業費の2分の1を国庫補助金として約16億7,000万円、地方債として、過疎対策事業債を約17億7,000万円、一般財源として1億5,000万円を見込んでおります。

続きまして、「美祢市立図書館複合化基本計画」は、昨年10月に策定しております。

本計画は、美祢図書館を中心とする複合施設の整備に向けて、施設全体の整備方向を検討するとともに、図書館を含む各機能のサービス計画とそれを実現するための運営体制や整備スケジュールを含めたものとなっております。

本計画内容を基本とし、前述のとおり、都市再生整備計画の認定、都市構造再編集集中支援事業の補助申請の事務手続を行ったところであります。

計画に際しては、令和5年度に策定支援業務を委託しており、委託料は379万5,000円となっております。

最後に「美祢市病院経営強化プラン」は、昨年3月に計画期間を昨年度から令和10年度までの5年間として策定しております。

本プランは、令和4年3月の総務省から出された公立病院経営強化ガイドラインにおいて、今後の公立病院経営強化の目指すところは、公と民間の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で、公立病院が安定した経営の下で、へき地医療・不採算医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるよう——ようにすることにあるとの基本的な考えの下、各公立病院に本プランの策定が求められたことによるものです。

本プランの策定は、本市の地域医療に関する状況を反映させるため、山口県内の地域医療、へき地医療、公衆衛生学、医療政策に精通する専門家のアドバイスを得ながら、市職員が独自で行っております。

本プランを策定することにより、病院事業における地方財政措置として、医師・看護師等の確保が特に困難である過疎地域等に所在する不採算地区病院等に対する繰出金に対して、特別地方交付税が措置される1病院当たり201万4,000円に対象病床数を乗じた算定基準に基づき、毎年特別地方交付税措置の財政支援を受けており

ます。

以上、行政計画の策定に当たり、コンサルティング会社に委託している計画もありますが、メリットとして、コンサルティング会社が持つ専門的なノウハウと経験を活用でき、多様な自治体の事例や最新の政策手法に基づき、計画の実効性を高める提案を受けることが可能となります。

これにより、行政内部だけでは対応が難しい高度な課題にも適切に対応しやすく、また、客観的な第三者の視点に——第三者の視点を取り入れることで、従来把握が困難であった課題の抽出や分析が進み、より具体的で検証可能な計画の策定が期待されるものであります。

さらに、行政内部の人的リソース不足や専門知識の不足を補完する役割も果たし、計画の質向上と策定作業の効率化に寄与するものと考えています。

一方、デメリットとして、委託費用などのコスト負担が挙げられます。加えて、コンサルティング会社任せにより自治体における計画の運用・管理の面で、継続的なノウハウの蓄積が困難となることが考えられます。このことは、策定後の計画が形骸化し、実際の運用や効果検証につながらないリスクも含んでいると考えています。

こうした点を踏まえ、一般的にコンサルティング会社へ委託する場合は、内部人材では対応が難しい専門的知識を必要とする場合、複雑かつ高度な地域課題に迅速かつ的確に対応する場合や限られた職員体制の中で、合理的に質の高い計画を策定する場合などに有効であると考えられています。

さらに、その後の運用マネジメントや見直し支援も含めた包括的なサポートを必要とする場合にも効果的であると考えられます。

本市においては、計画策定時にコンサルティング会社を活用するかの判断については、法的な計画策定根拠が明瞭であり、統計分析などの高度な専門知識を必要とする場合や計画策定によって、効果的な財源取得を可能とする場合などの観点から総合的に判断しております。

いずれにいたしましても、計画の策定が目的ではなく、計画に掲げた課題や施策、方針等が着実に実行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 時間を追っていきます。

8月20日の新聞紙面に、「自治体の地方創生策はコンサル頼み」という見出しがあり、あるコンサルティング会社社長の「行政機能をブン捕る！自分たちが第2の役場だ！」という発言が物議をかもした記事がありました。

これからの事業について、市職員のその専門的なノウハウ、政策の立案、実行力を高める環境づくりの重要性と、コンサルティング会社を利用する是非と選定についての見直しなどを協議すべきではないでしょうか。

そこで、次に、市役所機能と自治体職員の政策立案についてになります。

近年、若い世代から中堅職員の退職者が多く、また、職員採用試験の合格者が採用辞退する数も少なくないと聞き及んでいます。

そんな美祢市役所は、選ばれなかったり働きづらかったり、どうして魅力のない仕事、職場環境と思われているのでしょうか。戦力となる20代から40代の職員の定着や育成が不安定なのはどうか。そして、職員の高齢化も懸念されます。

また、自治体としての現状は、政策の立案だけでなく組織としての事務能力も低下みであり働きづらい環境になっていることから、コンサルティング会社や大学などの専門機関に頼らざるを得ない状況になっているのではないかと私は考えています。地域課題を自分事と捉え、解決に向けて取り組むような体制づくり、政策立案から実現化に特化した組織づくりなどが必要と考えます。

このような状況について、過去3年間の職員の入退職の動向及び職場環境の向上とスキルアップへの取組についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 最初に、病院事業局職員を除く市職員の採用・退職状況について申し上げます。

市職員の採用は、令和4年度に策定しました「美祢市定員管理計画」に基づき、退職等に伴い、計画に対して不足する職員を募集・採用することとしております。

まず、消防・学芸員なども含めた一般職において、退職者は、令和4年度が18人、令和5年度が20人、昨年度が14人となっています。

このうち普通退職、いわゆる自己都合退職は、令和4年度が4人、令和5年度が13人、昨年度が6人となっています。

一方で、新規採用職員は、令和4年度が13人、令和5年度が13人、昨年度はフル

タイムの任期付職員を含み23人となっています。

近年は、労働力の流動化が進み、さらに少子高齢化に伴う現役世代の減少など働き手が不足する中、民間企業の旺盛な採用意欲の影響を受け、限られた公務員志望の学生を他自治体と獲得しあう状況にあります。

採用を辞退された方の個々の理由は把握しておりませんが、合格通知を出したにもかかわらず、採用を辞退される方も一定数あります。さらに、当初予定していない年度途中の退職もあり、予定どおりの職員数が確保できていない状況です。

このため、4月採用にこだわらない年度途中の採用や、一次試験である筆記試験を全国約350か所にあるテストセンターで受験可能とするほか、個別面接を中堅職員が行い、中堅職員の意見を職員採用試験に反映させるなど、職員採用において様々な取組を行っております。

また、年度途中で退職した職員の理由につきましても、本人しか分からないものであり、把握した内容や推測はお答えすべきではないと考えますが、近年は、日本社会において、価値観や働き方の多様化などにより労働力の流動性が高まっており、定年まで勤務することが当たり前とされた公務員においても、流動化が加速している状況です。

このため、年度途中の職員退職に対しては、行政サービスが低下することがないよう、その都度職員の配置替えを行っているところであります。

続きまして、職員の育成についてであります。

令和7年4月1日現在の本市一般行政職の平均年齢は44.3歳で、令和4年4月の42歳から2.3歳上昇しています。

また、公務員の定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。その間は、定年に達した職員が希望すれば、引き続き65歳まで勤務できる制度となっています。

このことから、今後も職員の平均年齢の上昇は続くことが見込まれ、60歳を超えた職員の経験と知識を若年職員へスムーズに継承していくことを含めた職員の育成が行政組織として非常に重要であると認識しております。

すみません、先ほどの発言で、私、令和4年4月の平均年齢を私令和4年と言ったようですが、令和2年の4月の平均年齢は42歳で2.3歳上昇しています。すみません。訂正します。

改めまして、本市では、令和4年4月に策定いたしました「美祢市人材育成基本方針」に掲げる「目指すべき職員像」を職員一人一人の共通認識の下、人材育成に努めているところであります。

具体的に申しますと、職員ごとに求められる能力を習得するための一般研修や職務の遂行に必要な知識を取得する特別研修を山口県ひとづくり財団が開催する研修等を活用し、計画的に実施しております。

本年度からは、新たに、山口県東京事務所及び全国市町村国際文化研修所に若手職員を派遣し、職員の行政能力の向上を図っているところであります。

併せて、職場適正申告制度や人事評価制度により職員の適性を判断しつつ、定期的なジョブローテーションの実施や女性職員の登用拡大を通して、職員一人一人のモチベーションの向上と能力が十分発揮できる職場環境の改善に努めております。

新庁舎に移行してからは、組織間の壁を取り除くことにより縦割りの職場環境を改善し、他部署の職員との相談や協議がしやすい風通しのよい職場としており、引き続き職員個々の能力を高め、業務改善の検討、実施を図ってまいります。

また、本市では、平成30年度から国との人事交流を実施しており、これまでに4人の国家公務員の派遣を受け入れています。若手職員をはじめ市職員は、地方公務員にはない着眼点による施策の企画・立案など、国家公務員の業務遂行のノウハウを身近に取得することができ、人材育成につながっております。今年度からは、これまでの山口県への実務研修派遣以外に、新たに人事交流を開始し、さらなる組織の活性化に努めているところであります。

加えて、地域活性化起業人の制度を活用し、JALグループ職員を観光商工部観光政策課に受け入れ、民間企業で培った専門的知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用し、観光分野における政策立案能力の向上に努めているところであります。

なお、職員の人事行政運営等の状況につきましては、広報「げんきみね。」9月号で公表しておりますので御確認ください。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） しっかりとした答弁でしたが、時間がすごく重なりましたので、ちょっと質問の順番を変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

最も重要な質問である（3）住民主体の自治・市内分権型のまちづくりについて

を質問させていただきます。

まずは、合併からの暮らし、まちづくりの現状と課題についてです。

平成の大合併から17年がたちましたが、旧1市2町それぞれの生活圏が異なり、地域で築き上げられた個性や特色、生活の流れが違います。

商業・行政サービスの提供や地域公共交通の整備などで、中心部と周辺部等での地域間格差が生じてきました。そんな市町合併に対する住民の不安や不満はいまだに解消されていないようにも思います。

大きな一体感も大事ですが、地域間の生活圏の違いや住民意識の違いに、これからのまちづくりでどう対応するか、どう反映させていくかが重要課題であると考えます。

そこで、市町合併からのそれぞれの地域の暮らし、まちづくりの現状と課題について、まずは伺います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

平成20年3月21日、旧美祢市、美祢郡美東町、秋芳町の1市2町が合併し、新美祢市が誕生し、以来17年が経過いたしました。この間、地域づくりや行政運営の指針となり、自治体の目指す将来像や目標、実現すべき施策を体系的に示す「第一次美祢市総合計画」を平成22年度に、「第二次美祢市総合計画」を令和2年度にそれぞれ策定したところであります。

「第二次美祢市総合計画」では、「若者・女性・地域がかがやき 子どもの笑の笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」を将来像に掲げ、人口減少社会の克服や持続可能なまちづくりに向け、市民、地域、企業、各種団体、行政が一体となって市政運営を進めてきたところであります。

また、本市の都市計画に関する基本方針となる「美祢市都市計画マスタープラン」を策定し、今後の都市づくりを展開していくための基本的な枠組みとなる将来都市構造に市役所周辺を都市拠点、総合支所周辺を地域拠点、小学校・公民館周辺を生活拠点、工業団地等の周辺を産業拠点、秋吉台国定公園等の周辺を観光拠点とそれぞれ位置づけ、長期的な高齢化の進行等を念頭に置きつつ、将来にわたって誰もが住みたいと思う便利な都市機能が集約され、ネットワークされた集約型都市構造を目指してきたところでございます。

この第二次美祢市総合計画の前期基本計画中には、ハード事業として、合併時からの長年の課題でありました市役所本庁舎の建て替えを行い、これまで事務所が分散していました健康増進課を本庁舎内に配置し、一体的な子育て施策等の推進を図ったほか、美東地域及び秋芳地域においても、総合支所、公民館、図書館の機能を備えた複合施設まちづくりセンターを整備したところであります。今後は、市の中心部に図書館を核とした複合施設や秋吉台エリアのアクティビティセンターの建設に取り組むなど、地域のにぎわい拠点の創出を進めているところであります。

本年度からは、第二次美祢市総合計画基本計画がスタートいたしております。

私は、昨年第2回定例会の所信表明において、本市には2万1,000人の市民が暮らされており、そのお一人お一人が輝き、お互いを尊敬し、認め、支え合う、誰一人取り残さない社会の構築が大切というふうに申し上げました。現在もその変わりはありません。

残念ながら、本市は人口減少と少子高齢化が進展しており、それに応じて、市民一人一人の不安や不満が異なることは推察いたしますが、この困難な状況を乗り越えるには、市民と行政がそれぞれ対等な立場で取り組む協働のまちづくりが大切だというふうに考えております。市民の皆様のお知恵とお力をお借りし、市民とともに行動するまちづくりの実現に向けて、皆さんと一体となって取り組む所存でございます。

議員各位、市民の皆様におかれましては、今後の市政運営につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） すみません、だんだんと口が早くなりますが、次に、政策提言である新しい美祢市をつくる手法、市内分権型のまちづくりについてです。

これまでにお話ししてきた美祢市の様々な現状と課題を背景に、そして、住民の市政の不満と暮らしへの不安を払拭する手段として市内分権型のまちづくり、住民自治区制度による地域づくりを提言する質問をしております。

この市内分権型の自治体運営まちづくりは、まず、市内を8から10か所の住民自治区に分け、その地域の居住環境の整備やまちづくりについて、住民の声が届く仕組みをつくります。地域の住民意識や個性、特色を活かし、地域で一定の裁量を持

って意思決定できる仕組みを構築するものです。

市内分権型のまちづくりは、真の住民主体のまちづくりを目指すものであり、地域別分権による新しい自治体運営を推進させる手法になります。

例えば、これまで行政が多く担ってきた一定の公共サービスや社会的な役割を地域の住民自治区に開きます。

そして、それぞれの地域に一定の権限と財源を移譲し、地域ごとに住民の声やアイデアを活かした独自のまちづくり事業を企画運営していきます。

市の道路や公園の補修から管理・清掃、防犯灯の設置、または福祉活動やイベントなど、地域のことは地域の中で決めて実施していきます。

そして、その住民自治区に執行部や協議会、そして、外部監査制度などの体制を整えば地域間の様々な格差が軽減され、生活者起点の公平な住民主体による住民自治のまちづくりが進み、行政はその支援、推進体制づくりに取り組みます。

このような市内分権型の新しい公共が市民の力や地域の力として強まれば、おのずと市全体の一体感の醸成や行財政基盤の強化、健全経営に結びついていきます。

身近な生活問題や地域課題の解決に向けて、住民でできることは住民で行い、地域でできることは地域で行う。それでもできないもの、法や制度による施策などは、行政と議会が担うという自治体の抜本的改革であります。

市町合併を充実させていく新しい住民自治のまちづくり、市内分権型の自治体づくりを政策提言する一般質問になりましたが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

市内分権型まちづくりは、地域が主体的に課題を把握し解決する手法であり、住民自治の発揮という観点からも有効であるというふうに認識しております。地域協議会の設置や予算・権限の移譲につきましても、その実践方法の1つとして、意義のある御提案であるというふうに受け止めております。

一方で、本市は現在少子高齢化や人口減少、さらにコロナ禍を経て地域のつながりが希薄化する中で、地域が将来にわたり持続可能であることを重視し、行政との協働による地域づくりを推進しております。

具体的には、住民自ら将来像を描き、課題解決の方向を定める「夢プラン」の策定を支援し、現在、赤郷・堀越・厚保の各地区でプランに基づく実践が進み、新た

に、秋芳・大田地区でも取組が始まっております。

赤郷・堀越の両地区には、地域運営に経営の視点を取り入れた法人組織が設立されるなど、特に赤郷地区ではスクールバスやデマンドバスの運行、特産品の開発・販売、生活サービスの提供など、地域資源を活用した収益事業と社会課題解決を組合せた持続可能なまちづくりを段階的かつ計画的に実行されております。

さらに、人口減少対策を柱とする「みらい・そうぞう・まちづくりプロジェクト」においては、重点支援地区での住民によるワークショップを通じ、地域の実態把握と課題整理を行い、解決に取り組んでいるところでございます。これらの取組は、形式的な協議会の設置や一律の権限移譲によらずとも、実質的には、住民主体の自治の発揮につながると考えております。

本市が進める取組は、地域が主体となって企画実行し、行政と協働しながら実効性を高めていく仕組みであります。これは、議員御提案の地域協議会による権限移譲は、住民の主体性を尊重する意味では効果的な仕組みと考えますが、権限は責任も伴いますので、地域にとって重い負担とならないよう配慮する必要もございます。

今後も住民の主体性を尊重しつつ、持続可能な地域づくりを行政と協働して、また地域と協働して推進してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 私の質問も多く、答弁内容も充実してましたので、時間がまいてまいりました。

一部、質問したかったことができませんでしたが、最後の市内分権型まちづくり、様々な今計画が推進されているということでしたが、それでも、それがなかなかいい効果がないからこそ、いまだに生活感覚やその生活圏の違い、または住民意識の違いが旧1市2町では根強く残ってると思っております。

この分権型のまちづくりは、これからも時を置いて、またもっと進化させた内容で一般質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ちょうど時間です。これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、13時まで休憩します。

午後0時05分休憩

---

午後1時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めます。よろしく願いいたします。

一般質問を続行します。石井和幸議員。

〔石井和幸君 発言席に着く〕

○4番（石井和幸君） 皆さん、こんにちは。未来へつなぐ会の石井和幸です。よろしく願いいたします。一般質問順序表に伴いまして、質問をしたいと思います。

最初のテーマは、備品の貸出しについてです。

ちょっと午前中にも話がありましたけど、先月、美祢駅周辺において、十六夜祭が30年ぶりに復活し、開催されました。一度なくなった祭りを復活させることは大変な苦労があったとは思いますが、お祭り当日は多くの来場で大変にぎわっていました。やっぱり美祢駅周辺が活気があることはいいことだし、うれしいという声も聞きました。

また、8月は、それぞれの地域でも昔から伝統のある夏祭りや盆踊り大会など開催され、市外・県外から楽しみに帰省される方も多くおられると思います。これもちょっと午前中で話が出たんですけど、このような行事が長年続いているということは、市民の皆様が郷土愛を持っているからだと思っております。

本市においては、一年を通じて多くの団体が様々なイベントやお祭り等を行っております。そして、イベントを開催するに当たり、市の備品、主にはテーブル、椅子、テントを活用しています。無料で貸出ししているところも多く大変ありがたいと思っております。

現在、備品の貸出しをしているところがどのくらいあるのか、備品の保管場所についてお伺いいたします。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 石井議員の御質問にお答えします。

市民の皆様による地域づくりに資するイベント等に対し、その活動を支援するため、公民館をはじめとした社会教育施設やスポーツセンター等の社会体育施設、さ

らには美祢産業技術センター等で保有している備品の貸出しを現在行っているところでもあります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 地域のイベントや祭り等の比較的小さなものは、近くの公民館等で備品については借りることが多いと思いますが、大規模なイベントは備品の数も必要ですので、ある程度、多くの備品を確保されるところで借りることが多いと思います。市民会館、スポーツセンター、美東総合支所、別府公民館には比較的多くの備品を確保されていると把握しております。

現在、この4つの保管場所において、備品、テーブル、椅子、テントがどのくらいの数を確保されているのかお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 現在、美祢市民会館には机が40台、スポーツセンターには机15台、椅子90脚があり、美東総合支所には机42台、椅子343脚、ベンチ46脚、テント10張、タープテント2張があり、さらに、別府公民館には机46台、椅子67脚、ベンチ20脚、テント5張があります。

なお、美東総合支所のタープテントについては、破損により、現在全てが貸出しができない状態となっており、その他の備品についても、改めて貸出可能な状態かどうか、備品の劣化状況や購入の経緯等も含め再度確認したいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 先ほど申し上げましたが、本市においては、1年を通して様々な団体が多くのイベントを開催されています。そして、多くの備品、特にテーブル、椅子、テントを活用しています。

現在、市民会館、スポーツセンター、美東総合支所、別府公民館においては、多くの備品を確保されているということで、貸し出す回数や数量も多いと思います。大規模なイベントは、ほぼこの4つの施設で備品を借りられていると思います。

4つの保管場所において、1年を通して、どのくらいの団体がどれだけの備品、テーブル、椅子、テントを借りられているのか、現状の貸出状況についてお伺いたします。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 昨年度のイベント等への備品の貸出実績についてであります。市民会館、スポーツセンター保管備品の貸出実績はありません。美東総合支所保管の備品につきましては、机が13回で延べ304台、椅子が19回で延べ1,834脚、ベンチが7回で延べ151脚、テントが9回で延べ58張、タープテントが3回で延べ5張を21の団体に、別府公民館保管の備品につきましては、机が27回で延べ564台、椅子が24回で延べ810脚、ベンチが15回で延べ284脚、テントが10回で延べ59張を30の団体に貸出しを行っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） それでは、次の質問——今の現状は、市民会館、スポーツセンターには貸出しの実績がないということで、旧美祢市のイベントも多くが美東総合支所、別府公民館の備品を活用しています。しかしながら、移動距離も長く、準備、後片づけには多くの時間を要します。

現在、別府公民館には、プラスチックのテーブル、椅子、美東総合支所には、アルミテーブル、椅子など、軽くて持ち運びやすいものがそろっております。このことが多くの皆様が借りる要因だと思います。

市民会館の備品に関しましては、木製のテーブル、パイプ椅子等で重量もあり、持ち運びにもかなりの労力がかかります。劣化しているものも多くあると思います。

テントに関しましては、フレームが曲がっていたりして、組立てにかなりの労力を使います。実際、今のテントは骨組みもかなりの重量で、運搬にも多くの人手と労力を使いますし、テントの組立て方が分からない人も増えていると思います。

現在では、軽量で、少人数で簡単に組立てられるタープテントなどもあります。

現在、美祢市新本庁舎、美東地域まちづくりセンター、秋芳地域まちづくりセンターが供用開始され、駐車場も整備されています。今後、イベント等も増えてほしいと思っております。しかしながら、人手が少なく、準備、後片づけにかなり苦勞されているのが現状です。

それぞれの施設を拠点とし、各施設の近くにある程度多くの備品を確保していただければイベント等も開催しやすくなると思います。一度備品のチェックをして、新調できるものはしていただければと思います。備品の新調についてお伺いいたし

ます。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 市民の皆様による地域づくりに資する活動を支援するため、無料で備品の貸出しを行っておりますが、運搬や組立ては利用者の皆様をお願いしているところです。

議員御発言のとおり、全てが軽量タイプのもではなく、利用者の皆様には、労力的にも大きな負担となっておりますし、貸出備品の利用場所によっては、軽量タイプのもを借りるために、その運搬に、距離的な関係から多くの時間が割かれているところでもあります。

貸出対象備品につきましては、これらのことを踏まえ、軽量タイプの机や椅子、特にテントの組立てにも不慣れな方が増えている中で、軽量タイプのタープテントの整備に向けて、特定財源の確保も含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 現在、様々な団体、地域の方々が少しでも美祢市を活性化したいと思う——思いから、多くのイベント、お祭り等を開催されております。基本はボランティアです。一昔前は人手も多く、比較的一人当たりの労力も少なかったとは思いますが、近年は人手不足で、労力も大きくなっていると思います。少しでも負担がかからないよう、軽量タイプの備品を確保していただければと思います。

財源の問題もあります。私、個人的には、貸出料も徴収していいと思いますし、ふるさと納税を活用できたらとも思っております。ちょっとこの考えを市長、お考えがありましたらお願いします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

財源も問題となりますが、あと方法としては、今、確かにふるさと納税を財源にするとかいろんな方法もあろうかと思いますが、もう1つの方法として、受皿として地域の団体っていうか、地域で備品をそろえられるという方法もあろうかと思えます。

それは、自治宝くじの活用であるとか、これ、応募がかなり多い状況でございますので、これは地域の団体で、もし、自らその地域のために必要な事業であれば、

また、これについては、市役所のほうに御相談いただければと思います。

いずれにしろ、今の備品とかの軽量化っていうのは問題として思っておりますので、財源確保に、また、こちらのほうも努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） それでは、次の質問に移ります。

次の質問はインターネット予約についてです。

現在、電話や書類の提出等で備品の予約をされていると思います。時期によってはイベントがかぶることもあると思います。私は、インターネットでも備品の在庫状況や予約の状況が閲覧でき、予約もできるようになれば便利だと思っております。

現在の管理も含めて、今後、備品予約にインターネットが活用できるのかどうか、インターネット予約についてお伺いいたします。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 貸出対象備品のインターネット予約についてであります。

現在、社会体育施設のインターネット予約は、ひろしま・やまぐち公共施設予約サービスを活用し、一部導入しているところでありますが、まずは、体育施設のインターネット予約の拡充について、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

備品の貸出手続については、メールやFAXによる受付を可能にしているところがありますが、貸出対象備品や利用方法等について、今後は、市ホームページ等により、分かりやすく周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 近年は、スマートフォン1つで様々なことができます。いつでもどこでもインターネットにアクセスできますので、今、体育施設は進められていると思いますが、ぜひ、備品のインターネット予約も進めていただければと思います。

それでは、次のテーマに移ります。

次のテーマは、公道の路側帯の草刈りについてです。

最初に、現在の管理についてお伺いします。公道の路側帯の草刈りにおきましては、今まで、何度も同僚議員より質問があったと思います。私も道路を走っていて、年々草木の量がすごいスピードで増えていると思っております。

ちょっと副議長、写真を、ここで資料を出していただけますでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 許可します。できますか。届きましたよ。

○4番（石井和幸君） これは、うちの近くの歩道の状態だと思いますけど、なかなかもう人が通れる感じでもないぐらい草が伸びております。

もう1つ、次の写真をお願いします。

これはですね、県道240号線、河原に行く道なんですけど、ほとんどガードレールが隠れている状態です。こういう状態のものを美祢市内かかわらず、山口県内でも多く見られます。

まず、質問に戻りますけど、ガードレールは草に覆われ、道路標識も見えづらい箇所も多く見られます。上空には木が生い茂り、バスや配送業者の車など、車体が当たる箇所もあります。

山口県は、サイクル県として、サイクルスポーツが楽しめるように取り組まれておりますが——おられますが、自転車専用道路も草木が茂っており、自転車が通れない箇所もあります。

歩道に関してもフェンスまで覆われており、歩行者に危険な箇所も多くあります。

気候の関係で草刈りをしてはすぐ伸びるとは思いますが、年々草刈りの頻度が減っているように感じております。

公道の草刈りは市民からも多く要望等あると思います。現在の管理についてお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 市が管理する道路における草木の繁茂への対応については、道路利用者の安全・安心な交通環境を確保するため、限られた予算の中、緊急性や重要性の高い道路から順次草刈り作業を行っているところであります。

本市の昨年度の草刈り等の実績について申し上げますと、バス路線などの主要な市道の草刈りは81路線、約81キロメートル、また、除草剤散布は22路線、約15キロメートルを実施しています。

また、国道や県道など、県の管理する道路については、道路巡視のほか、山口県

宇部土木建築事務所美祢支所に寄せられる道路利用者からの情報等により、危険度や優先度の高い箇所を適切に把握した上で、草刈りなどを重点的に実施されていると伺っています。

議員御指摘のとおり、道路沿いの草木の量は、年ごとの気候により雑草の状況に差はありますが、近年、短期間に繁茂する状況が見られます。

また、通行に支障がある草刈り、支障立木伐採、倒木除去などの自治体等からの要望件数については、令和5年度は19件、昨年度は35件、本年度は、現時点で22件と年々増加傾向にあります。

このような状況から、市としましては、道路パトロールなどで雑草の生育状況を確認し、交通の支障とならない箇所や——交通の支障となるような箇所や中心市街地においては、その都度除草に努めているところですが、行き届かない箇所もあり、市民の皆様には御迷惑をかけております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 現在、事業として、さわやかロード美化活動という事業がございます。令和5年度の予算より予算額を倍に増額されております。

年々気温の上昇により草刈りも大変になってきており——いると思いますが、報酬金を増額されたということで、市道美化活動をされる方にとっても喜ばしいことだと思います。

さわやかロード美化活動事業の実績についてお伺いたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本市では、市道等の草刈りについて、平成22年度から市道及び生活道を良好な状況に保全し——状態に保全し、地域コミュニティの醸成と環境意識の高揚を図り、住民協働のまちづくりを推進することを目的として、さわやかロード美化活動事業を実施しております。

これまで、毎年多くの地域住民の方々にこの事業に御参加いただいているところであり、御協力いただいた皆様には、この場を借りて、改めてお礼申し上げます。

なお、この事業については、令和5年度から実施される団体に対する報償金の単価を、道路延長100メートル当たり1,000円から2,000円に引上げております。

昨年度の活動状況は、一昨年と比較してみますと、団体数では2団体増加の120

団体、延べ人数では10人減少の1,744人、延長では約13キロメートル増加の約363キロメートルを実施していただいております。

また、山口県におかれましても、ボランティア制度として平成19年度からきらめき道路サポート事業を実施され、今年度は、自治会など44団体により約9万8,000平方メートルの草刈りを実施予定とのことであり、引き続き、道路利用者の安全・安心の確保のため、所要の予算の確保に努めていくと伺っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） さわやかロード美化活動事業に関しましては、予算を増額されたことで団体も増え、草刈りの範囲も——範囲が広がっていると思います。これからもしっかりと周知をしていただいで、市民の皆様とともに道路の美化活動をしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、今後の方針についてです。

公道の路側帯に関しましては、美祢市に限らず、近隣市においても草木が繁茂しております。景観も悪く、山口県内共通の課題だと思っております。

本市においては、県や国に毎年の要望を出されていると聞いておりますけど、なかなか予算の確保はできてない状況だろうと思います。毎年、気温も高く草木の伸びるスピードも上がってきております。何か手だてを考えなければならないと思います。

私は、景観保全はもちろん大事なんですけど、視界が狭くなることにより、車の重大な事故も増えてくるんじゃないかと危惧しております。私も車を運転していて、車に傷がつくのが嫌なので、草木を避けてセンターラインに寄ってしまうことがあります。現に、草木で車が見えにくく、事故が起こった場所もあります。

歩道に関しても、足元まで草が伸び滑って転倒する可能性もあると思います。このままの状態だと大変危険です。定期的な草刈り等の管理等が必要だと思います。今後の方針についてお伺いたします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

公道の草刈りの今後の方針でございますが、市が管理する道路については、引き

続き、バス路線などの重要な道路は定期的に除草作業を行うほか、交差点付近の見通しを確保するために植栽等の高さを低くするなど、安全・安心に通行していただけるよう管理してまいりたいと考えております。

また、路肩についても、幹線道路や通学路を優先しながら定期的な除草作業を実施し、維持に努めてまいります。

そのほかの道路については、日常の道路パトロールで状況を確認するとともに、通行に支障があるとの通報があれば随時作業を行ってまいります。

また、さわやかロード美化活動事業による草刈作業については、参加されるのは御高齢の方が多く、加えて、1人当たりの作業量が増加していること、さらに、原油価格の高騰により活動経費の負担が増えているため、活動が厳しい状況にあることは認識しております。

市といたしましては、対象団体の要件の緩和や2回目の草刈作業に対する報償金の交付など厳しい財政状況ではありますが、前向きに検討してまいりたいと考えております。

併せて、猛暑での作業を考慮し、環境に配慮した——十分配慮した除草剤の活用や雑草の成長を抑制する薬剤などを効果的に活用することにより、草刈作業を効果的・効率的に実施してまいりたいと考えております。

また、国道・県道の道路管理の件でございます。住民の方にとっては、それが道路が市であろうが県であろうがそれは分からない状況にあらうかと思えます。

しかしながら、県の管理道路を市が管理——管理っていうか作業することは、その分、市の作業量が減ることにつながりますので、これについては、国、県、道路管理者の責任において、管理していただきたいというのが基本的な考えでございます。国と県への働きかけについては、毎年秋に国道・県道の道路管理や県管理河川のしゅんせつなど、具体的な箇所を示して、山口県に対し予算確保を要望しているところであります。

現在、来年度の県予算確保に対する要望の取りまとめを行っておりますが、その中には、特に秋吉台地域における道路管理費の拡大については、要望拡大として上げることとしております。

また、全市的な問題であるため、山口県市長会においても共通の課題として、国や県に対して、道路の雑草対策に特化した補助制度の創設など、道路の安全を確保

し、景観保全のための財源確保を強く要望しているところでございます。

今後も引き続き国や県に対しましては、道路関係予算の確保・拡大と併せて、草刈り回数の増加、特に安全面、先ほど議員もおっしゃった交差点付近であるとか、そういった安全面の確保に十分留意していただくよう適正な道路管理を強く要望してまいるとしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 石井議員。

○4番（石井和幸君） 昨日も話がありましたが、10月5日はMine秋吉台ジオパークマラソン、1週間後——10月11日には、GIRO DI MINEというイベントで、市・県外から多くの方が美祢市内を参加され、美祢市内の道路を走られます。このイベントは今後も続いていくと思います。今年は間に合わないとは思いますが、今後、定期的な草刈り等の維持管理を行っていただいて、全国の皆さんに、美祢市のきれいな景観を見ていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔石井和幸君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） それでは、この際、13時45分まで休憩します。

午後1時30分休憩

-----  
午後1時45分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。戎屋昭彦議員。

〔戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○8番（戎屋昭彦君） 新政会の戎屋昭彦と申します。本日最後の一般質問、最後までお付き合い願いたいと思います。

一般質問発言通知書に基づき質問させていただきます。今回の質問は、美祢市が直接関与したということはない質問もありますけど、しっかり御答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず最初に、太陽光発電設備の設置について質問させていただきます。美祢市内には、太陽光発電設備が大型・中型・小型及び家庭用の屋根にかなり多く設置されております。また、美祢市環境審議会においても、私も属しておりますけど、地球

温暖化対策として、家庭用の太陽光パネルの設置を推奨されておられます。

このような状況の中、農地振興地域以外の農地、空き家、廃墟等は土地、建物継承者が美祢市に定住しておらず、土地の売買が多く行われている状況だと思います。

売買された土地は、不動産業者からさらに転売されることもあり、その結果、発電設備業者が購入し、太陽光発電設備の設置が行われている例がかなりあると思います。

そこで、まず最初にお聞きします。美祢市内の太陽光発電設備についての状況をまずお伺いしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 戎屋議員の御質問にお答えします。

再生可能エネルギーの固定買取価格、いわゆるFIT制度の創設以来、太陽光発電の導入が進展してきましたが、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2030年までに、2013年度比で温室効果ガスを46%削減する目標を掲げています。この目標を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、とりわけ太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。

一方、全国的に太陽光発電の導入件数の増加に伴うトラブル事案が発生している地域があるほか、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっており、加えて、強風による飛散や大規模施設等の設置による土砂災害発生なども懸念されています。

それでは、御質問の過去3年間の太陽光発電設備設置に係る状況についてですが、個人住宅等に設置されている家庭用、いわゆる小規模のものについては把握はしておりませんが、平成30年5月1日に制定しております美祢市における太陽光発電設置に関する条例には、届出対象となる太陽光発電施設は土砂災害防止法における土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにあつては1,000平米以上の場合、土砂警戒特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに位置する場合、設置区域の面積が5,000平米以上である場合、その他市長が特に必要と認めた区域内に位置する場合となっております。過去3年間の届出があつた件数は、令和4年度は3件、約1万3,000平方メートル、令和5年度は5件、約9,000平方メートル、令和6年度は4件、約1万3,000平方メートルとなっています。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、過去3年間の太陽光発電の設備状況をお聞きしました。

今、説明の中で、特定区域に向けて5,000平米ということで説明があったと思いますが、私、今からちょっと、条例を後ほど読まさせていただきますけど、1つだけ先に、5,000平米以上ということに何か特定の何か縛りがあるか、そこんところだけ、ちょっと先にお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの戒屋議員の御質問にお答えしたいと思います。

この条例制定するに当たりまして、全国の自治体の条例等を参考にしながら進めて作ったところで——策定したところであります。とりわけ、5,000平米に縛りがあるというわけではございませんが、全国的な広さ的などところで制定したかと思っております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、あえて、どうして5,000平米かとお聞きした理由は、ちょっと今から「美祢市の太陽光発電設備の設置に関する条例」というのが、私もここに持ってきておりますけど、ここに確かに5,000平米ということで、いろんな届出をのけて書いてあります。で、この条例というのは、当然、地方公共団体が自主的に制定され制限——いろんな制約をしているものだと思います。

今、中村次長がおっしゃられましたように、5,000平米というのは全国的にということで、それは私どうこう言うことではありませんので、それはいいです。

ただ、ちょっと条例を読ませいただきますと、第1条に、太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適切な設置を促し、もって、住民の良好な生活環境を採用保全しつつ安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。

また、3条には、災害及び生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮しなければならず、設置区域の周辺の住民と良好な関係を保つように努めなければならない。

また、10条の3項には、設置者は、説明会の開催に当たっては、住民等の理解を得ることができるように努めるものとするというふうに、美祢市の条例に記載されております。

また、もう1つ、これは別な条例ですけど、美祢市環境保全条例においては、第1条に、市民の健康で文化的な生活を確保するにおいて、快適で良好な生活環境の保全が極めて重要であることを鑑み、市民の環境保全に関する意思を尊重し、環境保全の総合的推進を図り、もって、市民が健全で文化的な生活を確保することを目的とすることであり、生活環境を確保するものとするということで記載してあります。

あと、3条、4条にも良好な生活環境とかいろんなことがこの条例に記載してあります。当然、これ美祢市が作った条例でございますんで、当然、美祢市として一生懸命条例で、市民もこれを基にして、いろんなことをやっていかないといけないと思ってます。

そこで、実は私の地元で、今日後ろの傍聴の人も来ておられますけど、実は、せんだって7月にこの太陽光パネルを設置する業者がこの資料を持って、平日の3時半——午後3時半にこの説明会しますということで私も参加しましたがけど、こういったものを、この三十数ページあるのを30分で説明し、30分の質疑で、もう時間を打ち切りますという実は状況でした。で、再度地元の方もいろんなことがありまして、再度説明会を開いてほしいということを今申出ておるんですけど、業者がちょっとあっち行きこっち行きで、ちょっとそういう協力的でないところがあります。

そういった状況の中で、いろんなことで、今先ほどもありましたように、配布資料の中に、安全面の配慮とかいろんなことで、盛土・切土・地盤強化、この辺りは十分調査してということを書いてあるんですけど、やはり、一番住民の方々が何を心配してるかという、窓を開ければ太陽光パネル、それも今回は住民の道路のそばと団地の上の間の畑に二千数百平米につくろうとしてることで、先ほど、私何で5,000平米ですかって聞いたんですけど、その辺りの二千数百平米となれば当然美祢市の環境——この条例にマッチしてない、そぐわないからひよっとしたら申請は要らないんじゃないかなと——申請というか届出は、そういうところも危惧しております。

そうした中で、いろんな住民の方がやはり何か騒音・振動・反射光、目の前を朝

起きれば太陽光パネルと、そういった状況の中で景観が本当に損なわれるんじゃないかなって、今本当に住民の方々が心配しておられます。で、今、反対署名運動も今取ろうとして——取って、実はもう出しておられます。それと、弁護士とも相談しておられます。

こういった中で、今、私地元ということじゃないんですけど、まず最初に、先ほど、市の方が太陽光パネルを設置をこういうふうにしてますということでありましたんで、その辺りの、美祢市の中でいろんな課題とか苦情とかその辺りが市のほうに入ってるかどうか、ちょっと先にお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 太陽光発電の普及は、地球温暖化防止対策の観点から望ましいことではありますが、太陽光発電設備の設置については、景観等の障害、太陽光パネルによる反射光、生活環境の悪化や雨水が敷地外へ大量へ流出することによる下流域への影響、土地の形状変更に伴う防災機能の低下、設置計画地の地域住民への説明不足等が課題となっております。

市に寄せられた太陽光発電設備に関する苦情については、件数自体は多くありませんが、泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂等に関するものがこれまでございました。以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、市村部長のほうからいろんな課題、その辺りの苦情をお聞きしましたが、私が思うほど、そう地元住民——失礼しました。いろんな太陽光パネルを造る場所が、いろんな私も道路を走って見たら田んぼの跡とかいろんなそういったところで、住民の家の近くの自分が造る場合は別ですけど、その辺りの何ていうんですか、住民の団地とその間に造るっていう、多分今まで例がないかと思えます。そういったことによって、今思ったように、それほどの美祢市に対しての、当然小さい平米数は、当然、美祢市は条例は関係ありませんので届出がないかも分かりませんが、大きいところは、先ほど聞いた件数からすれば、今言ったように、その辺りの苦情がないんじゃないの——出てきてないんじゃないかなと私は想定してます。

ただ、今言いましたように、この太陽光発電設備に関しては、設置者が経済産業省へ申請し大体3か月ぐらい——申請してから3か月ぐらいと聞いてますけど、今

の予定からするとこの10月に申請するんじゃないかという話も出てますけど、当然そうすると、3か月という来年の1月、2月にはひょっとしたら経産省から認可がおりる可能性があります。

そうした場合に、当然、先ほど言いましたように、5,000平米以上でなければ、美祢市に申請をしない場合は、もう美祢市は全く関与してないと、地元住民だけで行動するかというところになるかと思いますが、この辺りの問題が今非常に地元住民の方々も本当苦勞しておられます。

やはり、今後こういったことがまだまだ地元住民の間からほかの場所で太陽光パネル、今先ほど述べられましたように、カーボンニュートラルということで、当然国の施策がやっておられる中で、当然個人的にも今先ほど申しましたように環境審議会で家を建てるとかいろんなことで、カーボンニュートラルということで太陽光パネルを屋根に設置したらどうですかという審議会の中でも話が出てます。

こういったことを踏まえて、やはり今、私が先ほどこれ申しましたように、この中の説明で、いろんな地元住民の方の説明を平日、先ほど申しましたように、午後3時平日に行き、本当しっかりと住民説明の——説明も私は行き届いてないんじゃないかと思えますし、いろいろとこれ聞きましたら、太陽光パネルを造る設置の半径300メートルの方々に、住民説明会の案内を出して説明するというところもお聞きしてます。

この辺りも本当に十分じゃないんじゃないかなということで、業者のほうにも再度ということで、先ほど申しましたように、説明をしてくださいということを書いてるんですけど、なかなか対応してもらえないという現状です。

そうした場合に、今後、この辺り美祢市として、太陽光発電に対する対応として何か条例があるんですけど、届出がない場合でも、何とか美祢市としての対応が何か今後こうしたらいいとか何かお話がありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） それでは、現在の美祢市が定めております条例等の条件について御説明いたします。

本市においては、他市に先んじて、平成30年3月に「美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例」を制定しています。

本条例は、太陽光発電設備の設置に関する必要な事項を定めることにより、適正な設置を促し、市民の良好な生活環境を保全しつつ安全かつ安心な生活を確保することを目的としております。

また、本条例では、届出の前に設置区域の周辺住民及び近接関係者に対し説明会を開催しなければならないことや、事業着手30日前までに、事業者の氏名、住所、連絡先、設置区域の住所、面積、土砂災害に対する対策、事業計画、住民等への説明報告書等、必要書類を添付した届出書を提出することを義務づけています。

さらに、太陽光発電設備を除却するまでの間、当該事業地域内の公衆の見やすい場所に標識の掲示を義務づけさせることや、必要な限度において事業区域に係る土地に立入調査をすること、指導または助言を行うことができるよう規定しています。

議員お尋ねの太陽光発電設備設置に対する対応については、設置・操業される事業者に対して、設置場所及び周辺地域の環境保全をはじめ事業に対する地域住民の理解の醸成や安全・安心の確保に努めるようお願いしております。

具体的に申し上げますと、まずは、住民等への事業内への周知であります。

これは、地域住民を対象とした説明会の開催など事業内容の十分な周知を行っていただき、その周知については、一方的な説明に終始することなく、地域住民の意見等を聞き、適切なコミュニケーションを図るようお願いしております。

次に、太陽光発電設備の設置に関する地域住民等への配慮であります。

これは、設置等の工事を実施するに当たっては、国の事業計画策定ガイドラインや環境配慮ガイドラインに基づき、濁水や騒音などの発生防止及び地域住民の安全確保に努めるほか、反射光など、周辺環境への影響等に十分配慮し、地域住民から工事に対する意見や要望が寄せられた際には、真摯に対応するようお願いしております。

次に、設置後の適切な運営であります。

これは、土砂流出や水害の防止、景観等の周辺環境との調和などに配慮するとともに、繁茂する雑草の対策をはじめ地域住民の住環境への影響がないように、適切な運営を行っていただくようお願いしております。

最後に、非常時の対応と緊急連絡先の掲示であります。

これは、発電設備の異常や破損等により、地域への被害が発生する恐れがある場合、または発生した場合は、市及び地域住民に速やかに連絡するとともに、被害防

止及び被害拡大防止のための措置を講じていただき、見やすい場所に、標識等により緊急連絡先の掲示をお願いしています。

今後も、太陽光発電が普及する一方で、地域住民等とのトラブルも増えていく可能性があることから、設置・操業される事業者に対して、地域住民と適切なコミュニケーションを図り、周辺環境に十分配慮して事業を実施するように引き続きお願いをしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、建設農林部長市村さんのほうからいろんな条例に関するいろんな条件、いろんなことの説明があつて、当然、地元住民としてもやっていけないといけないというふうに思ってますけど、やはり、何せ申請が美祢市にない場合はどうしていくかということもあります。

それと、やはり太陽光パネルができた場合に、突風等が吹いても、やはり家の瓦が飛んだらその人の弁償とかいろんなことの説明がある中で、本当、今後どのようにして対処していけばいいかなということで、最後にちょっとこの件について、篠田市長のほうに。

今いろんな条例があります。そして、今地元住民がこのように、大変、弁護士とも相談しながら困ってる状況もあります。その辺りとして、当然、5,000平米以下の面積ですけど、市として、このようにしたらいいとか、何かこう市長として対策・対応が美祢市としてあれば教えてください。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戒屋議員の御質問にお答えいたします。

太陽光の設置については、国の方向性というのも示されているわけですが、市として何ができるかっていうのは、今詳細な説明っていうのは、本当よく存じ上げてなかった状況でございます。

今のお聞きする内容では、本当に説明が不十分と言わざるを得ないというふうに感じておりますし、私としては、住民の方がこうやって御不安な気持ちをお持ちっていうのは本意ではございません。しかしながら、市として何ができるかっていうのは、今すぐにお答えできる——お答えを準備できているとはいえない状況でございます。

市として、いろんな条例とかもあるわけでございますし、そして、やはり民間事業者のやることに、どこまで口出していいのかということもございます。

あと、市への手続ってというのは、お聞きする範囲内では、あと転用手続であろうかと思えます。そういった部分も含めて、ちょっとこちらとしては、顧問弁護士も含めて、一度専門家のほうには御相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戎屋議員。

○8番（戎屋昭彦君） 今、最後に篠田市長のほうから状況を把握していただいて、顧問弁護士とも相談——当然こちらのほうも、またいろんなことがあったら御相談をさせていただきますけど、ぜひ、前向きなところでですね、地元住民のいろんな心もあると思えますから対応していただければと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の質問にまいります。

次は、部活動地域展開の現状と今後の課題についてです。

私も、もう随分もう部活動やりまして、もう3年4年目になりますけど、部活動地域展開の現状と今後の課題については、今まで何度と一般質問をいたしましたし、同僚議員も一般質問しております。

教育委員会の担当部長や職員の方々には、本当に度々の質問で御苦労かけますけど、よろしく御対応のほうをお願いしたいと思えます。

来年の4月より、完全地域移行展開ということでもありますんで、その辺りでちょっといろんな課題点もありますんで、質問させてもらいたいと思えます。

今、ソフトテニスのほうでは、今年10月より2名の公認コーチが今資格取れましたので、新たにソフトテニスクラブを日本ソフトテニス連盟のほうに、県連のほうに、名前はまだ決まっておりませんが一応登録して、来年の春からスタートしていこうということで、今連名で相談しております。

ソフトテニスにつきましては、今まで美東中は美東中で、平日・土曜日を練習しておりましたが、今年の7月の後半より美東中学校も美祢も一緒ということで、我々の中で、今大嶺、伊佐、秋芳それに含めて美東の生徒と合わせて、今厚保から1名地域の練習に来てますので、今、土曜日の練習が部活アプリの登録は中学生が

55名、今登録しております。指導者とか別です。その中で、美東中の指導者もこの7月の後半から一緒に、私どもと一緒に練習に今一緒に励んでおります。

この夏休み以降、今の3年生が引退して、部活が週4日から週2日に少なくなるということもありますので、ぜひ、連盟として、練習量が減る中でどのようにしていこうかということで、今火曜日、木曜日が連盟の練習日があります、ナイターがありますので、そこで保護者の送迎が可能であれば、一応中学生を送迎してもらって一緒に練習をして、何とかレベルアップ、楽しいテニスをしていこうということで今はやっております。もう来年の春、4月からですから残り半年間です。

その中で、地域展開のまず最初の質問としまして、地域展開の現状と今年度の対策と課題ということで、今、4中学校だけで、スケジュールで学校の行事がないときも練習は練習としてやっていますけど、前回もちょっとありましたけど、その内容はお聞きしませんけど、学校行事がないときに部活はやるんですけど、自宅から学校までのスクールバスがちょっとない——なかったということもあります。

来年の春からは、ちょっと学校の先生にお聞きしましたら、その地域でやられる部活の方が自宅から学校までのスクールバスを手配するようになるんじゃないですかということをお聞きしました。

その辺りで、今、今年、今やってみて、来年の春からですけど、課題とか問題点としまして、来年の春から平日も含めて、その指導員の方々、当然私どもとか働いてる方も多いんで行けないし、その辺りの指導者の確保とスクールバスの、もし今言ったように、学校の行事がないときに、その部活の者がバスを手配するのか、それとも担当者がいらっしゃるか、そこんところ、まず最初にちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 戎屋議員の御質問にお答えします。

初めに部活動の地域移行につきましては、各連盟や協会等の団体の皆様方、また、多くの市民の皆様方に温かい御支援、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、平日の活動は全て地域クラブとして活動を開始しており、平日の活動につき——すみません。休日の活動は全て地域クラブとして活動を開始しており、平日の活動につきましても、剣道・サッカー・水泳・軟式野球に加え、

弓道と陸上が地域クラブとしての活動に移行したところであります。

吹奏楽につきましては、美東中学校吹奏楽部の定期演奏会が終わり次第、平日の活動も含め、地域クラブに移行する予定であります。

現在、指導者に係る資格取得の関係から、先ほどお話がありましたように、ソフトテニスでは来年度からの、バレーボールと卓球は来年度中の平日の活動を含めた地域移行を目指しております。

なお、現在、専門性を有する指導者の確保に努めるとともに、心身の発達の途上にある生徒を指導することから、研修等を行い、資質向上に努めております。

加えて、地域クラブの指導方針等について、生徒・保護者の理解を深める必要があるため、説明会等を開催しているところであります。

続きは、事務局長のほうで申し上げます。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 平日から——平日の部活から地域展開の対応状況についてであります。平日の活動を1か所に集まって活動することは、移動に時間を要し、特に冬季においては日没が早いこともあり、十分な活動時間が確保できていない——できないことから、各学校単位での活動としております。

各学校での練習には、指導者が参加できないこともあるため、指導とまではいなくても、活動の見守りをしていただける方の確保に努めているところであります。

続きまして、地域クラブ活動に係るスクールバスの手配についてであります。

地域クラブ活動移行後においても、教育委員会において、学校の行事と地域クラブの活動計画を把握し、各学校への登下校便と、各学校から各地域クラブの活動拠点への移動に係るスクールバスの運行手配を行うこととしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、いろんな指導者の確保、私も以前言いましたように、見守り隊とかいろんな学校の先生も確かにクラブ、来年から見られるという学校もあるんですけど、やはり言い方申し訳ないですが、シルバー人材センターの方に頼んで、部も1つだけじゃないですから、その辺りを確保してみたらどうかなというところもありますし、今、スクールバスについては、一応教育委員会のほうで、通

学、部活と別でちゃんとしていただけるということなんで、当然その辺りは、私もまた帰って、よく連絡を取っておきたいと思います。

次の質問なんですけど、今、教育委員会のほうから、私は年間こういった各中学校の参加・不参加というのをいただけてますし、当然、今回美東中も入りましたんで、それも併せて、今回下半期ですけどいただきたいと思うんですけど、来年以降、当然この辺り、最初に、4月頃につくった行事と当然学校の行事はそれ以降いろんなことで変わる可能性が十分あると思います。

というのは、やはり練習しとって、今日ほどこの中学校来ない、何々があるというところで、やはり人数が多いとやっぱり指導員の人もやっぱり確保を、4面使えば多くしたほうが良いと思いますし、少なければ、指導員の人も少なくて負担も少なくなるかな、当然、経費も少しは安くなるんじゃないかなと思ってますんで、その辺り定期的な見直しをですね、部活アプリでも構いませんので、例えば今練習日とか書い——部活アプリに入ってますので、その辺りについて、定期的な見直しというのは可能でしょうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 各地域クラブの指導者には、年度当初、各中学校の年間行事計画を提供しておりますが、議員御発言のとおり、年度途中の変更もあります。

教育委員会では、これまでも各学校から翌月の学校行事計画について報告を受けているところでありますが、この報告時期を早めるように調整し、また、併せて、翌月の学校部活動の練習計画についても教育委員会で入手したいというふうに考えております。

これらの情報は、部活アプリ（連絡アプリ）を通じ、指導者に提供するようにしたいというふうに考えております。

なお、複数の学校の生徒が参加する地域クラブ活動が円滑に運営され、また、充実した活動となるよう、各学校間行事——各学校間——各学校行事等について、学校間で可能な限り調整を行うよう、学校に協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、行事についても学校間でということで、確かに実はこれ

あったんですけど、各中学校でテストの期間が同じ美祢市内なのに、何で各学校で1週間ずれたりいろんなことがあるんだと。そうすると、練習も皆さんがもう同じ時期であれば練習休みますということもできる。どうしても1つの学校がテストだけ後はやっていますとか、できるだけひとつ、統一できる範囲でいいですけどやっていたらというふうに思っています。

それと、来年の春からは、当然もう部活がなくなるもんですから、当然顧問の先生はいらっしゃらなくなる。そうしたときに、学校での練習、当然今週2日、4日ありますけど、その辺り顧問の先生がいらっしゃらないときに、どのように、その練習内容を見ていくかということも含めて、ただ見守り隊だけでいいのかなということもありますけど、確かに私どもも手が回らない。ほかのクラブも一緒かと思えますけど、その辺りをやはり今後の課題として、やはり十分考えていかないといけないと思っています。

で、当然、来年の春になりますと新入社員——ごめんなさい。新入生が入ってきて、新しく部に入ってくることもありますけど、その辺り当然今部活アプリでは、当然卒業した場合は、当然もう部活アプリから削除、指導者についても、学校の先生もあれば、当然外れれば削除になるかと思えますけど、新たに新入生が入ってきたときの登録等、それからスポーツ保険、その他いろんな経費について、前回お聞きしましたが、もう一度その辺り、どのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 現在、生徒が学校部活動や地域クラブ活動に参加する際には、本人の意向等に基づき、学校部活動の場合は入部届、地域クラブ活動の場合は加入届の提出を求めています。

学校部活動の新入部員については、各学校で、競技種目の上部団体への登録や保険加入の手続きを行っており、上部団体への登録料は各部活動で負担し、保険料は公費で負担をしております。

一方、地域クラブの新規加入者については、各地域クラブが上部団体への登録手続き及び登録料を負担し、保険加入の手続きと保険料の負担は、指導者の保険加入と併せ市が行っております。

なお、平日において、学校部活動として活動している競技種目は所属学校名で、

地域クラブ活動として活動している競技種目は地域クラブ名で上部団体への登録をすることになっております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戎屋議員。

○8番（戎屋昭彦君） 今、来年からの新たに入った方々、それと地域クラブに今度は当然移行するわけですから、その辺りでの上部団体、いろんなことについても教育委員会というか、美祢市スポーツ協会になるかも分かりませんが、手はかかりますけど、こちらも一生懸命やっていきたいと思っておりますので、手続のほうお願いしたいと思います。

もう1つ、地域クラブのほうでの質問でございます。

今、各学校では部活ということで、顧問の先生が練習試合、それからオフィシャルの県の大会、中国大会といろんなのあるんですけど、その辺りは当然美祢市のスポーツ協会のほうで、いろんな参加加入と——参加というか——いうことを手続していただいているんですけど、今度、当然練習試合とか、今度は当然部活じゃなくなるもので、今度はこちらで考えて、いろんなところと対戦相手を考えていかないといけないということで、当然この辺り、当然指導者の当然時間もかかるし、いろんなこともかかります。

そういったところで、練習試合しようとしたら、いろんなことの経費負担とかですけど、この辺り自分たちとしてどのように考えていけば、もし今までは、もう学校の先生が出して、試合は当然オフィシャルの試合以外は多分個人が負担してやっているわけで、その辺りは当然今までと一緒と思っておりますけど、その辺りちょっとお考えがありましたら教え願いたいと思っております。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 学校部活動における他校等との練習試合は、各学校の部活動の顧問が企画をしています。

この練習試合については、他校等へのスクールバスによる移動支援は行っていません。ただし、中学校体育連盟主催試合については、試合会場まで、スクールバスを活用して送迎を行っています。

一方、地域クラブ活動における練習試合は、地域クラブ活動として企画されるものでありますが、学校教員の協力を得て、地域移行前から培った他校等とのつなが

りを活かし、企画されている競技種目もあります。

送迎については、学校部活動と同様に、練習試合でのスクールバスによる移動支援は行っておりませんが、中学校体育連盟主催試合については、試合会場までの送迎にスクールバスを活用しております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戎屋議員。

○8番（戎屋昭彦君） 今の状況で、当然、今練習試合とかそういった試合は当然保護者の方が皆送迎、乗り合わせでやってますので、当然、保護者の方がいらっしゃらないときは、先生、顧問が連れて行ったりしてますんで、その辺りは情報で分かります。

ただ、オフィシャルの試合について、今スクールバスとかいろんなことが出しているだけなのであれば、当然こちらのほうも、自分たちの移動は自分たちでやりますけど、その辺りのことは、今までと一緒にやっていけるということで考えてやっていきたいと思います。

本当、あと残り半分で全部地域移行に、他のクラブ延びるところもあるようですが、ソフトテニスに関しては、こういった状況で、今連盟の役員が一生懸命やっていますんで、引き続き、何ていうんですかね、楽しいテニス、今日も先ほどありましたように楽しく、やっぱり上手になるというのが厳しさもあって、なかなか今はね、パワハラ、セクハラいろんなこともありますんでなかなか難しいところもあるんですけど、なかなか男子、女子いろいろ両方使って教えてますんで、なかなか一緒に練習も厳しいところもあるんですけど、何とか楽しくやっていくように頑張っていますんで、市の方の御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあこれで、地域活動についてはこれで終わります。

最後の質問に入ります。

市内における医師の検死についてでございます。

これは直接、私先ほど冒頭申しましたように、美祢市の関わってる問題ではないというふうに思ってますけど、やはり今後のこともありますんで、ちょっと市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

美祢市において、高齢化及び一人住まいの方々が今後ますます増えていくことが考えられます。あまりいいことではありませんけど、美祢市内でも孤独死もあると

いうふうに聞いております。また、この孤独死については、明日、同僚議員が質問されるといふことでここにありますので、また、明日聞かせていただきたいと思います。

このような状況が生じた場合に、美祢警察署で対応し、警察から依頼を受けた医師が死体検死を要請され、美祢市の検死担当医師が時間を問わず検死をされているのが現状でございます。

この質問につきましては、先ほど申しましたように、直接美祢市が関わっておりませんが、美祢市民に対することとなりますので、あえて質問させていただきたいと思います。

まず、これが把握できてるかちょっと分かりませんが、医師による検死の現状が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 医師による検死は、警察からの依頼により病院以外で亡くなられた死因不明の遺体を調査し、死因や死亡時刻を医学的に判断する行為を指し、この手続を経て、死体検案書が作成されます。

山口県においては、県警本部長から指名された医師である警察協力医が対応されておられますが、この警察協力医及び検死件数等の現状については公表がなされておらず、市としても現状を把握できておりませんことから、詳細についてのお答えができない状況でございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 当然、今私思ったように、やはりそういったことがオープンになるとは思ってませんので。ただ、今美祢市内での死体検死医師は数十年も対応しておられますけど、名前は申し上げませんが、休日、市外にも出かけておられても、警察からの要請があれば、現状に検死に行くという状況が生じているということをお聞きしてます。

当然、美祢市の医師の方もだんだん高齢化ってきておりますし、そして、美祢市で開業されておられる医師も市外から通院されている医師がたくさんいらっしゃいます。

こうした中で、現在、亡くなられた家から警察への安置に移動してられるとい

うことで、以前は自宅ということで、今、警察のほうに安置で持って来ておられると聞いておりますけど、移動時間は以前に比べて短くなったということも聞いております。

しかし、先ほど申しましたように、担当医師も高齢化になりつつ、美祢警察署が、どこか先ほど山口県警とおっしゃられましたけど、検死医の方も今後の対応があつてから考えることではなく、美祢市民の最後の対応として検死医師の御検討をいただきたいと思います。

当然、これは医師の免許を持っておれば死体検死ができるというふうにお聞きしてはありますが、そこで今後美祢市の死体検死医師について、美祢の市立病院または美東病院でそういったことが検討していただけるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 現在、市立2病院の医師は、先ほどの答弁にあった警察協力医には指定されておられません。

この警察協力医は、山口県警察本部から医師または医療機関に対し、個別に依頼がなされていると伺っております。

なお、市立2病院におきまして、昨年度、院内で行われた死体検案の件数は、市立病院及び美東病院でそれぞれ10件程度となっております。

現状では、休日・夜間のいわゆる日当直の時間帯は、医師1名の体制で、山口大学からの非常勤医師の応援派遣を受けながら、市立2病院ともに救急告示病院として救急患者への対応や、入院患者へのケアを行っております。そのため、警察から指定された場所に出向いて検死を行うことは、これまでも実績はなく、今後も対応は難しいものとは考えております。

しかしながら、さきに述べましたように、御遺体が市立2病院に搬送された場合には、警察からの依頼に基づき死体検案に対応しておるところであります。

その時々状況によるところはありますけれども、引き続き、可能な限り協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、できるだけ協力していくという御返答でございます。

やはり、今美祢市の検死をされてる医者の方も、やはり私相談を受けまして、段々高齢化なってきて厳しい状況、今後いつまで続くかと私もちょっと不安なところもあるんですけど、やはり当然、これは県警のほうが検死医師を指定するわけでございまして、当然今申しましたように、その方が例えば美祢市として前向きに考え、その医師の方がいつになるか分かりませんが、辞められるか分かりませんが、その先生の方がどこか市外に出ておられた場合に、やはり美祢市として何とか対応、今何件か遺体の検死ということもお話ありましたが、そのようなことが前向きにできることが、言われてから検討しましょうというんじゃなくて、今の段階で前向きに検討できることがあれば、もし要請があれば、その辺りが相談があったときに、それは美祢市でやりましょうと、いろんなことできるできないがあると思いますけど、その辺りについて、ちょっと御意見がありましたら、市長、よろしいですか。何かありましたら、考えをお話いただけたらと思います。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戒屋議員の御質問にお答えいたします。

市の所掌事務ではありませんのでお答えはできかねますが、これ、山口県警本部からの相談があればですね、それは応じてまいりたいというふうに考えております。

これ以上のちょっと回答は市の案件ではございませんので、ちょっとここではお答えしかねます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 大変難しい質問をして申し訳ありません。

やはり今私申したのは、やはりそういったことが相談あってからってというか、そういう体制ができるかどうかの検討はしていってもらえれば、警察ですか、県警からあったときにできるんじゃないかと思って、今、私はお話しさせていただきました。

やはりそういった相談を美祢市の住民の方々が、あまりいいことではないんですけど、孤独死・変死された場合に、当然、警察から指定された医師の方が判断されるわけですから、やはり市立病院も、美祢市の住民の方々だから美祢市の市立病院のほうでも考えていただけたらなということで、ちょっとお話をさせていただきただけです。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） すみません、戒屋議員のちょっと御質問にちょっと追加させて、説明をさせていただきたいと思います。

市内の開業医の先生の本当に過大な御負担というのは十分——十分理解もしますし承知もしてますし、心配もしているところでございます。

この死体検案というのは、まず、事件性があるかどうかというのも——事件性がないある——あるなしっていう重要な案件でございますので、私どもにとっては、こちらから積極的に協力したいというのがなかなか申し上げにくいということでございます。

したがいまして、これ事件性があるかどうかというのは、一旦医師の判断で、警察にその全てが任されているわけでございますので、県警の判断になろうかと思いますが、ここでは、市の立場としては、これ以上のことは申し上げにくいということでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 重々分かった上で申し訳ありません。私も相談を受けた中で、美祢市として対応できるかどうかの検討をしてみてくださいということがありましたんで、今回一般質問させていただきました。

確かに今回の質問は、最初の太陽光パネルをはじめ部活動は当然今やってることですからいいですけど、今の検死については、やはり美祢市が直接関わるところができない部分もあると思います。よく分かってます。

ただ、そういったことがやはり美祢市で対応できないかということもありましたんで、いろんなことも、私も質問しづらかったんで答えづらかったところがあるかと思いますが、そこは御容赦願いまして、今回、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔戒屋昭彦君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 以上で、本日予定をされた一般質問を終了します。残余の一般質問については、明日行います。本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後2時35分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月11日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃